

令和 7 年度行政評価事後評価シート

総務部 政策推進課

目 次

第1章 子どもが健やかに育つ環境づくり

第1節 教育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・ 3

小項目1 三条市の教育システムの深化

小項目2 多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実

小項目3 学校教育を支える基盤の維持、強化

第2節 子育て環境の充実・・・・・・・・・・・・・・ 5

小項目1 保育環境の充実

小項目2 安心して子育てに向き合える環境の充実

第3節 子どもの育ちへの支援・・・・・・・・・・・・・・ 7

小項目1 母子保健の推進

小項目2 個に応じた切れ目のない一貫した支援

第2章 持続可能で個性的な地域産業の振興

第1節 商工業の振興・・・・・・・・・・・・・・ 9

小項目1 ものづくり産業の高付加価値化と新事業創出

小項目2 生産性向上の推進

小項目3 産業基盤の安定化、強靱化

小項目4 未来志向の人材戦略

第2節 農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・ 11

小項目1 農業所得の向上

小項目2 果樹農業の振興

小項目3 中山間地域農業の振興

小項目4 林業の振興

第3節 交流人口の拡大・・・・・・・・・・・・・・ 13

小項目1 差別化の徹底

小項目2 広域観光の推進

小項目3 インバウンドの推進

第3章 健康で心豊かに暮らせる環境づくり

第1節 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・ 15

小項目1 健康課題へのアプローチの深化

小項目2 健康意識の醸成及び向上

第2節 安定した医療体制の確保・・・・・・・・・・・・・・ 17

小項目1 医療体制の充実

小項目2 適切な医療資源の活用

第3節 地域包括ケアの推進・・・・・・・・・・・・・・ 19

小項目1 支援体制の充実

小項目2 社会の変化を踏まえたサービス提供体制の整備

小項目3 効果的な支援の実施

第4節 生活における喜びや楽しみの創出・・・・・・・・・・・・・・ 21

小項目1 生涯学習の推進

小項目2 文化、芸術の振興

小項目3 スポーツの推進

小項目4 幅広い活躍の場の創出

第4章 全ての人の尊厳を守るまちづくり

第1節 尊厳に対する感覚の深化・・・・・・・・・・23

小項目1 既存の権利課題に対する感度の向上

小項目2 新たな権利課題に対する認知度の向上

第2節 尊厳を守る体制の強化・・・・・・・・・・25

小項目1 早期発見のための取組の推進

小項目2 社会の変化に即した支援の充実

第5章 住み良い地域づくり

第1節 生活環境の整備・・・・・・・・・・27

小項目1 道路ネットワークの強化

小項目2 公共交通の持続可能性の確保

小項目3 空き家対策の推進

小項目4 公園、緑地等の整備

小項目5 上下水道の整備

小項目6 居住環境の充実

第2節 社会資本の適切な管理・・・・・・・・・・29

小項目1 公共施設の最適化

小項目2 長寿命化の推進

小項目3 維持管理体制の整備

第3節 安全、安心の確保・・・・・・・・・・31

小項目1 防犯対策の推進

小項目2 交通安全対策の推進

小項目3 除雪体制の維持

第4節 地域の維持、活性化・・・・・・・・・・33

小項目1 地域活動の維持、活性化

小項目2 移住、定住の促進

小項目3 地域の担い手の確保

第5節 自然環境の保全・・・・・・・・・・35

小項目1 脱炭素社会の推進

小項目2 森林環境の保全

小項目3 環境行政の推進

第6章 災害に強いまちづくり

第1節 災害に強い社会資本等の整備・・・・・・・・・・37

小項目1 水害対策の充実

小項目2 地震対策の充実

第2節 災害から命を守る仕組みづくり・・・・・・・・・・39

小項目1 自らの安全を守る知識の向上、実践

小項目2 地域防災力の維持、向上

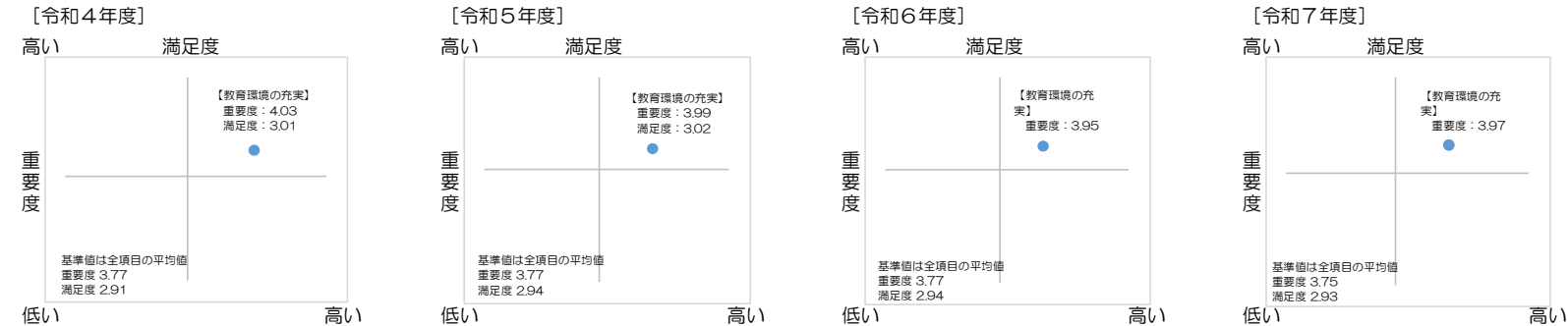
小項目3 実効性のある減災体制の構築

第 1 章	子どもが健やかに育つ環境づくり	第 1 節	教育環境の充実
施策の基本方針	更なる少子化に対応するため、三条市の教育システムを深化させていくことに加え、各学校の実情に応じ、望ましい規模で活動できる機会を創出するなど、時代の変化に即した教育環境の形成に取り組みます。 また、多様な学びの場を連携させることで障がいの有無に関わらず可能な限り共に学べる環境の形成に取り組みます。いじめの認知率や不登校の発生率については、全国と比べて低い水準で推移しているものの、誰もが安心して学校生活を送ることができるよう、必要な環境の形成と個々の状況に応じた子どもの学びの機会の確保に取り組みます。 さらに、教員の長時間勤務は依然として解消されていないことから、子どもと向き合う時間を十分に確保するための環境の形成に取り組みます。		
想定される 主な取組	・三条市授業スタンダードの活用、応用 ・小中一貫教育カリキュラムの自校化、自学園化 ・ICT教育の推進 ・適正な規模の学習集団の在り方の検討 ・地域素材を生かした事業の実施 ・（部活動の）地域移行に向けた地域や関係者との調整 ・「楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）」の充実 ・多様なスタッフ、地域人材の活用		
令和 7 年度中に実施 した主な取組	・三条市授業スタンダードの活用、応用 ・小中一貫教育カリキュラムの自校化、自学園化 ・ICT教育の推進 ・NRT学力調査結果の各校での分析 ・適正な規模の学習集団の在り方の検討 ・三条キャリア教育バンクやコミュニティ・スクールの活用によるキャリア教育の推進 ・地域素材を生かした事業の実施 ・（部活動の）地域移行に向けた地域や関係者との調整 ・WEBQUアンケートの活用 ・いじめ、不登校対策に係る教育相談等の充実・校務支援システム、ICT機器の活用 ・多様なスタッフ、地域人材の活用 ・計画的な施設修繕と設備の改修 ・学校施設等の機能強化（校舎等改修、空調設備更新）		
評価 （評価理由、要因分 析、施策を取り巻く 状況の変化など）	三条市の教育システムの深化のうち、児童生徒の「確かな学力」の向上については、NRT学力調査の偏差値平均が目標値を下回る結果となった。各学校において結果分析に基づいた改善を進めているものの、基礎的、基本的な知識、技能の定着や、それらを活用して表現する力の育成に課題が残っている。特に、小学校における国語の「情報を選び構成を考えて話す」や算数の「整数の性質」「分数」に関する理解、中学校における数学の「一次関数」、英語の「話すこと」、理科の「物質の成り立ち」など、学習内容の系統性に関わる領域において、学年間の接続を踏まえた指導の更なる充実が必要である。「三条市授業スタンダード」に基づく研修や指導主事による伴走型支援、ICTの活用推進については、授業改善に向けた一定の取組の広がりが見られ、児童生徒の学習意欲の向上につながっているため、取組の質を更に高めていく。また、AIドリルや各種アプリの活用は個別最適な学びの実現に寄与している一方で、授業改善や家庭学習の定着に向けて一体的に活用する視点の浸透が十分とは言えない状況である。 また、時代の変化に即した教育環境の形成に向けて、下田地域の5つの小学校を統合した新たな小学校の設置を進めるため、しただの郷未来の学校設置準備委員会を設置し、検討を進めている。 地域に根差した教育の展開については、児童生徒が地域の良さを感じる割合が目標値を下回る結果となった。三条キャリア教育バンクやコミュニティ・スクールを活用した体験活動は着実に実施されているものの、体験活動の実施自体が目的化する傾向が見られ、児童生徒が学びとして意味付けたり、自身の将来や生き方と関連付けたりする振り返りの質の向上が課題である。 地域クラブ活動については、令和7年12月にバスケットボールの地域クラブ活動を開始したことにより、運動系部活動9種目全てにおいて休日の地域クラブ活動の実施が実現し、希望する種目の休日の地域クラブ活動に参加している生徒の割合が目標値に達成することができた。 多様性への理解促進と個に応じた支援の充実については、令和6年度に引き続き「より良い学級生活と友達づくり&学びのためのアンケート（WEBQU）」を活用し、検査後速やかに結果を把握するとともに教育相談を実施し、児童生徒の困り感への対応を図ること、令和6年度に引き続き1回目（65.2%）からは改善したもの、目標値には達しなかった。要因としては、児童生徒の社会性の低下、特別な配慮を要する児童生徒への対応、複雑な家庭環境への対応、若手教職員の増加など、多様で複合的な背景が影響していると分析している。この結果を踏まえ、市立学校に対して、管理職の指導の下、全校体制で定期的な分析を確実に実施し、改善策の検討や成果の共有を図ること、日常的な関わりや教育相談等を通じて教職員が児童生徒との信頼関係を築き、一人一人の児童生徒が安心して過ごせる学級づくりに取り組むよう指導している。 学校教育を支える基盤の維持、強化のうち、学校教育の中核を担う教員の多忙解消については、不登校児童生徒に関わる支援員を全ての学校に配置したほか、県で共同運用する統合型校務支援システムを導入することで、教職員の業務負担の軽減及び校務の効率化を図った。また、校長会議や学校訪問などを通じて、授業時数や学校行事の在り方の見直しを学校に働き掛けた結果、文部科学省の示す標準授業時数を大きく上回る時数（1,086単位時間以上）で教育課程を編成する学校はなくなった。これらの取組により、時間外勤務が45時間を超える教職員の割合は、令和6年度の実績から2.1ポイント減少しており、目標値に達した。 良好な学校施設、設備の維持については、校舎、体育館の外壁・屋上防水等の改修や、暖房機器、空調設備の更新を行うことで良好な学習環境の維持に努めた。また、学校施設等の機能強化については、熱中症対策のため市内全ての中学校及び小中一校の体育館に空調設備を設置することとし、整備を進めている。		
今後の方向性 （評価を受けての今 後の取組、見込みな ど）	三条市の教育システムの深化のうち、児童生徒の「確かな学力」の向上については、NRT学力調査及び全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、各校における分析と改善の質の向上を図るとともに、特に課題が顕著な領域について、義務教育課程9年間を見通した系統的な指導の在り方を明確にし、学園単位でのカリキュラム改善を推進する。あわせて、「三条市授業スタンダード」の確実な実践に向け、指導主事による伴走型支援を更に充実させ、授業改善と学級づくりを一体的に進めることで、子どもが主体の学びの実現を図る。また、ICTの活用については、AIドリルや各種アプリの活用状況を定量的、定性的に把握するとともに、家庭学習でのAIドリル活用の定着や学力向上につながる週末課題の配信を実施するなど、授業と家庭学習の接続を充実していく。 下田地域の小学校の統合については、引き続き地域の方々と議論を重ねながら令和10年4月の開校に向けて検討を継続する。 地域に根差した教育の展開については、三条キャリア教育バンク及びコミュニティ・スクールの機能を更に有効に活用し、体験活動の実施自体が目的化しないよう質の向上を図っていく。具体的には、体験後の振り返りや学びの言語化を重視し、児童生徒が地域の良さや働くことの意義を自分事として捉えられるよう指導していく。これらの取組を通して、学力向上と地域への愛着の醸成を一体的に推進し、児童生徒一人一人が自らの可能性を発揮しながら、ふるさとに誇りをもって生きる力の育成につなげていく。 地域クラブ活動については、受託事業者と連携し、休日活動の安定的な運営を図るとともに、平日部活動の地域移行について検討を進めていく。また、吹奏楽部については、指導者の派遣を継続するとともに、令和7年度に合同練習を実施したモデル校の取組を参考に、地域クラブ化に向けて関係団体と協議を進める。あわせて、事業推進に必要な事項については、三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会において検討を行う。 多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実については、4月の始業式前に学級づくり研修を設定することで、児童生徒を教室に迎える際のスキルアップを図る。また、年間を通じて学級づくりやいじめ、不登校対応の教員研修を充実することで、一人一人の児童生徒が安心して過ごせる学校生活の実現につなげる。また、令和8年度は、WEBQUに替わる新たな学校生活アンケートを毎月実施し、悩みや困り感を早期発見して、教育相談につなげていく。また、児童生徒が自分のペースで学習し、心の安定を図れる環境を整えることで、不登校児童生徒数の減少につながるよう、校内教育支援支援センターの運営充実に向けた運営指針を示していく。 学校教育を支える基盤の維持・強化については、引き続きスクール・サポート・スタッフやスクールアシスタント等の多様なスタッフを活用するとともに、校長会議等を通じて更なる行事の精選や授業時間数の見直しを学校に働き掛けることで、教職員の多忙解消を図り、児童生徒と向き合う時間を確保していく。 学校施設等の機能強化については、中学校及び小中一校の体育館への空調設備設置工事を令和8年度中に完了する。		

【成果指標と目標値】

節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	三条市の教育システムの深化	C	NRTの偏差値平均 ①計画策定時の小学校3年生が小学校6年生になるまでの各年度の値 ②計画策定時の小学校6年生が中学校3年生になるまでの各年度の値	学力の差が顕著になる小学校高学年以降の学力の低下を抑制できているかを測るため、計画策定時の小3と小6の偏差値平均の推移を評価	①51.0 ②50.6	①51.0 ②50.6	①50.2 ②49.6	①51.0 ②50.6	①49.3 ②47.0	①51.0 ②50.6	①48.3 ②46.9
			学校の授業や活動を通じて三条市の人やものの良さを感じた割合 ①小学校の平均値 ②中学校の平均値	地域の魅力や個性を大切に心が育まれているかを測るため、地域素材を生かした授業や活動で三条市の人やものの良さを感じた割合を評価	①67.2% ②55.4%	①70.0% ②60.0%	①69.7% ②53.8%	①73.0% ②63.0%	①64.9% ②49.8%	①76.0% ②66.0%	①59.2% ②48.5%
			希望する種目の休日の地域クラブ活動に参加している生徒の割合	少子化により部活動数の減少が見込まれる中、活動機会が確保されているかを測るため、希望する種目の休日の地域クラブ活動に参加している生徒の割合を評価	11.8%	36.8%	37.1%	57.8%	57.8%	90.0%	90.0%
2	多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実	C	Q-U（令和5年度からWEBQU）における学校生活満足群の割合（全学校平均）	児童生徒が安心して学校生活を送ることができるかを測るため、Q-U（令和5年度からWEBQU）における学校生活満足群の割合を評価	73.5%	74.0%	70.4%	75.0%	68.5%	76.0%	66.8%
3	学校教育を支える基盤の維持、強化	A	時間外勤務ひと月45時間超の教職員の割合	教職員が本来の役割に注力できているかを測るため、慢性的な長時間労働の状況を評価	41.4%	40.0%	39.3%	39.0%	36.1%	38.0%	34.0%

【重要度と満足度】



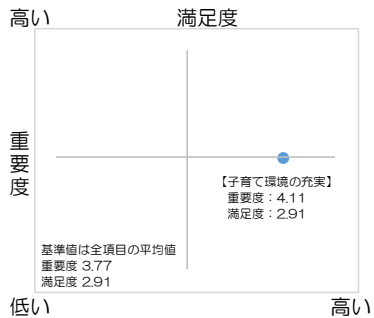
第 1 章	子どもが健やかに育つ環境づくり	第 2 節	子育て環境の充実
施策の基本方針	子育て世代が安心して子どもを預けられるよう、未就学児の多様な保育ニーズへの対応や保育士の確保に加え、小学生の充実した放課後の過ごし方についても検討を進め、現状に即した学童保育を含む保育環境の充実を図ります。 また、保育環境の充実のほか、子育てに係る経済的な負担の軽減などによって保護者の子育てに対する不安の解消を図るとともに、子ども同士、親同士、親子が交流できる場所や機会を充実させ、より積極的に子育てを楽しめる環境を形成するなど、保護者自身が子育てを幸せに感じ、子どもに向き合える環境の充実に取り組みます。		
想定される主な取組	・ICT化による事務効率の向上 ・既存の取組に捉われない放課後等の過ごし方の検討 ・ニーズを踏まえた子育て支援サイトの運営 ・副食費や未満児保育料の免除の拡大の検討 ・家事支援制度の導入の検討		
令和 7 年度中に実施した主な取組	・ICT化による事務効率の向上 ・既存の取組に捉われない放課後等の過ごし方の検討 ・ニーズを踏まえた子育て支援サイトの運営 ・家事支援制度の導入の検討 ・少子化に対応した保育環境の在り方の検討 ・ニーズを踏まえた経済的支援の検討、実施		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	保育環境の充実については、将来の保育ニーズの算出や、公立、私立保育園の役割の明確化など、保育所（園）や認定こども園等の在り方に関する検討を進めるとともに、今後の保育提供体制の方向性を整理するための検討体制の構築に向けた準備を行った。また、保育士確保に向けた保育士サークル「ほっとカフェ」の活動を継続するなど、保育の受入体制の維持、確保を図った。これらの取組により、待機児童数は引き続き 0 人を維持することができた。さらに、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、対象施設の選定や関係規定の整備など、令和 8 年度からの実施に向けた受入体制を構築した。 また、公立保育所において、おむつのサブスクリプションサービスを導入し、保護者及び保育士双方の負担軽減を図った。病児・病後児保育については、県及び関係市町村と協議を重ね、令和 8 年度からの広域利用の実施に向けて体制を整備した。 放課後等の過ごし方については、民間事業者による遊び場の開設や、高校生の探究学習を通じた学びのスペースの創出など、市民や学生が主体となった多様な居場所づくりの取組を情報発信の面から支援し、こうした主体的な動きの機運醸成を図った。くわえて、市民から要望のあった公共の学習室マップの整備について、子育て支援サイトに学びの場一覧を掲載するとともに、学びの場及び遊び場のマップを作成し子育て支援サイトに掲載している。 また、児童クラブにおいては、ICTシステムの導入により、利用実績や入室管理の適正化が図られ、保護者の利便性向上や職員の事務負担の軽減につながった。 安心して子育てに向き合える環境の充実については、かねてより、国が示すファミリー・サポート・センター事業と同様のサービスを民間の子育て支援団体が行っており、市では団体の体制強化のための支援を行ってきたが、令和 7 年度からファミリー・サポート・センター事業として再構築した。これにより、子育て支援団体の体制強化とともに、地域における相互援助体制の構築と子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。また、ファミリーサポート提供会員養成講座の実施や子育て支援団体への新規会員登録時の年会費等の助成により、支援の担い手の確保につなげた。 また、SNS や子育て支援サイトを活用し、子ども・子育て支援に関する情報発信の充実を図ったことに加え、動画を活用した新たな発信手法を導入した。さらに、市長記者会見で毎月子ども・子育てに関する情報を発信し、その際にはデザインを統一した画像をモニターに表示することで、一目で子ども・子育て支援に関する情報発信であることを認識できるような工夫を行った。子どもなんでも相談 LINE の登録者数は目標を大きく上回ったが、より多くの方から気軽に相談してもらえることを目指し、後期実施計画では目標設定を見直した上で更なる普及を図る。 ニーズを踏まえた経済的支援については、サンキッズカードの対象者拡充やカードの電子化に向けた制度の見直しを進め、実施に向けた準備を行った。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	保育環境の充実については、少子化の進行を踏まえた保育所等の在り方について検討委員会を設置し、具体的な方向性の整理を進めるとともに、保育士確保に向けた取組を継続し、安定的な受入体制の維持に努める。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施により、保護者の孤立感や子育てに対する不安の解消を図るとともに、子どもの交流機会の充実につなげる。 放課後の居場所づくりについては、児童クラブにおける ICT システムの活用及び環境改善の定着を進めることで、保護者の利便性向上や指導員の業務効率化を図り、指導員がより子どもたちと深く向き合える環境を整える。その上で、子どもたちが地域の中で安全かつ自由にのびのびと友達と集まれる充実した放課後の過ごし方の実現に向け、子どもの実態やニーズを踏まえた多様な居場所の確保について検討を進めていく。 安心して子育てに向き合える環境の充実については、ファミリー・サポート・センター事業の周知を強化し、利用促進を図ることと併せ、提供会員として活動するために必要な講座について動画視聴による受講など、より受講しやすい体制を整えることで担い手の確保を図っていく。また、遊び場や学びの場について、「定期的な開放日」「Wi-Fi 環境」「快適な室温管理」を必須条件とし、「身体を動かせるスペースの有無」や「自転車でのアクセス性」などの利用価値を高める条件も考慮した上で、現在の利用状況を踏まえながら、より利便性の高い公共施設の開放へ向けて見直しを進める。また、新たに整備を検討する民間事業者に対して補助事業の情報提供を行うなど、官民間わす場の確保に努めていく。子育てに関する不安軽減に向けた対応については、AI を活用した新たな相談体制の導入の可能性などについて検討を行う。また、サンキッズカードをリニューアルし、対象者を拡充することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っていく。 さらに、子ども・子育て支援施策の更なる周知、とりわけ市の取組に対する認知向上に向け、SNS の活用や子育て支援サイトの改修などを行い、情報発信の強化とターゲットごとに伝達手法を工夫していく。		

【成果指標と目標値】

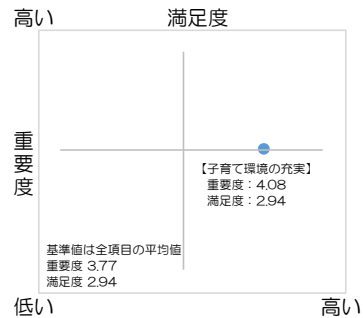
節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	保育環境の充実	A	待機児童数（10月1日時点）	希望する人が子どもを保育所等に預けられる体制を整備できているかを測るため、10月1日時点の待機児童数を評価	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
2	安心して子育てに向き合える環境の充実	A	子どもなんでも相談LINEの登録者数（累計）	子育てに関する相談のしやすさを測るため、「子どもなんでも相談LINE」の登録者数を評価	322人	580人	734人	840人	1,121人	1,100人	1,390人
			子育てを負担と感じる人の割合	子育ての負担軽減に関する施策の成果を測るため、3～5歳児の保護者に対するアンケート調査の「子育てを負担と感じますか」に「そう思う」又は「どちらかというと思う」と答えた割合を評価	44.1%	42.5%	24.2%	40.0%	37.8%	37.5%	33.3%

【重要度と満足度】

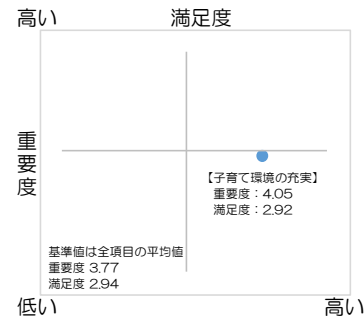
〔令和4年度〕



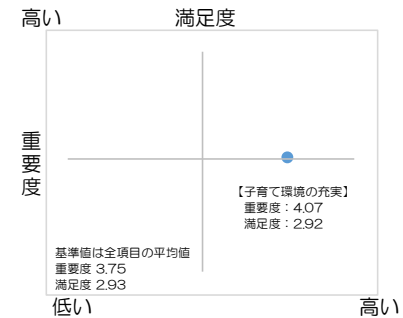
〔令和5年度〕



〔令和6年度〕



〔令和7年度〕



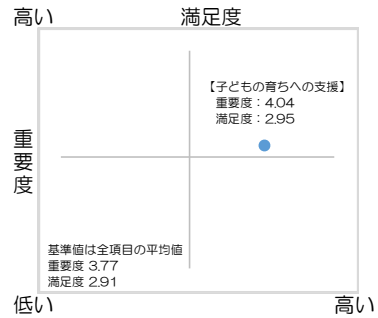
第1章	子どもが健やかに育つ環境づくり	第3節	子どもの育ちへの支援
施策の基本方針	産前、産後、乳幼児期において、健康診査を始めとする様々な支援により、乳幼児期の子どもの心身の健全な成長を見守り支えるとともに、保護者の状況に応じた相談、支援により、育児に対する不安の軽減を図るなど、子どもの健やかな成長を支える体制の充実に取り組みます。 様々な問題で支援が必要な子どもや若者に対し、成長段階や就学段階などに応じた必要な支援を切れ目なく行えるよう支援体制等の充実を図ります。		
想定される主な取組	・妊婦健康診査、妊産婦歯科健康診査の実施　・任意予防接種費用助成の検討　・引きこもり支援の一環としての居場所づくり ・三条っ子発達応援事業の実施体制の強化		
令和7年度中に実施した主な取組	・産後ケア事業の拡充（新たに訪問型を実施）　・子育て世帯訪問支援事業の開始　・任意予防接種費用助成（子どものインフルエンザ予防接種費用助成の拡充） ・電子母子健康手帳アプリ導入と相談支援ファイル「ばすのーと」のデジタル化の検討　・三条っ子発達応援事業の実施体制の強化（5歳児健診の検討）　・児童発達支援センター設置の検討		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	母子保健の推進について、伴走型出産・子育て応援事業により妊娠期から一貫して個々に合わせた支援を行える体制を整え、支援の必要な方を早期に把握し、必要な支援を行ってきた。出産後においては、こんには赤ちゃん訪問による支援に加え、産科医療機関と連携しながら支援の必要な方を把握し、産後ケア事業や療育支援訪問など継続的な支援を行うことにより、基本的な育児スキルの習得や育児不安の軽減につなげた。また、産後ケア事業において令和7年度から短期入所型や通所型の利用が困難な母子に対し、訪問型の産後ケアを実施し、自宅の育児環境調整や個々の家庭に合わせた具体的な指導や支援を行うなど利用しやすい環境を整えた。しかしながら、成果指標である「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある人の割合」は目標値に達しなかった。保護者が気持ちに余裕を持ちながら子育てに臨むためには様々な背景があるが、育児に関する悩みや不安のほか、家庭環境や親の雇用環境、社会情勢の変化など、市の施策のみでの改善が困難な要因の影響を受けることから、様々な子育て支援施策を進めたものの、目標値の達成には至らなかった。子育ての不安感や悩みなどを払拭していくため、引き続き、各種子育て支援施策が浸透していくよう周知に注力していくことはもちろん、特に支援が必要な保護者に対しては、より積極的に産後ケア事業の利用促進や保健師による相談支援などを行う必要がある。 子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業については、接種費用が高額な経鼻ワクチンの助成金額を見直した。皮下ワクチン（注射）と同様に助成額を接種費用の半額程度とすることで、経済的負担の軽減のほか、市内、市外ともに委託医療機関の増加につながり、接種しやすい体制が整った。 個に応じた切れ目のない一貫した支援については、子育て支援ファイル「すまいるファイル」を全面的に見直し、令和7年度から医師監修の相談支援ファイル「ばすのーと」の利用を開始した。また、三条っ子発達応援事業の一つである年中児発達参観を市内全保育施設で実施した。各種電子メディアが発達したことで家の中での遊びが充実したことにより、子ども同士で外遊びをする機会が減少したことや、少子化や核家族化によって家族の姿の変化してきたことで、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、日常生活における他者との交流経験の不足などから、人と関わることに難しさを抱える子どもが増えるなど、子どもの様子が多様化している。そのため、特別な支援や配慮を要する子どもについて特に計画的に支援を実施していくための手立てである個別支援計画の策定が必要かどうかの判断が難しくなっている。これらが要因となり、年中児発達参観までに特別な支援や配慮を要する子どもに気付いた割合が目標値に達しなかった。保育施設で保護者や保育士に対して発達支援の相談や助言などの役割を担っている発達支援コーディネーターの養成講座や、新たに保育士向けの発達支援研修を行ってきたが、支援が必要な子どもへの早期の気付きや支援をより確実に行っていくため、研修を更に充実していく。また、当市が平成26年度から実施している年中児発達参観について、国が進める5歳児健診として再構築するため、医師確保などの必要な調整を行った。 児童虐待については、月齢に合わせて実施している乳幼児健康診査時において子どもと保護者の様子や困り感を把握することに加えて、保育士や教員等を対象とした虐待防止研修会を実施し虐待のサインを見逃さないスキルを身に付けることで、早期発見に努めた。また、児童虐待リスクの高まりを防ぐため、家事や子育てに関する不安や負担を抱える家庭に対し、保健師等が相談に応じるとともに子育て世帯訪問支援事業による家事及び育児支援を通じた家庭環境や養育環境の調整を図った。 さらに、障がい児支援の全体的な底上げを目的に、その支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの設置に向けて、委託事業者と連携して開設準備を行った。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	母子保健の推進については、国の母子健康手帳の電子化を見据えて電子母子健康手帳アプリを導入し、全ての妊産婦及び子育て家庭に対し、アプリにより母子保健事業の周知を図ることで、タイムリーな情報発信や保護者による健診や予防接種の記録管理を行っていく。また、相談支援ファイル「ばすのーと」については、医師監修のコラム等の情報発信を行うとともに、切れ目ない支援を必要とする子どもの情報が保護者と関係機関とで共有できるよう、利用者からしっかり意見聴取を行い紙版と電子版の併用について検討していく。子育て世帯訪問支援事業においては、家事や子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭を支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育ての支援を実施することにより、養育環境を整えて虐待リスクの高まりを未然に防げるよう、今後も対象世帯を早期に把握し、相談支援や事業利用につなげていく。 個に応じた切れ目のない一貫した支援については、特別な配慮が必要な子どもを早期に気付くことで早期に適切な支援が行われることから、保護者に対して早期の気付きを意識してもらうため、乳児期の子育てに対する意識啓発の取組を検討するほか、保育士への研修など早期に気付くための取組を引き続き行う。また、令和8年度からは、年中児発達参観と医師による集団健診を組み合わせた二段階方式による5歳児健診を実施し、支援が必要な子どもの早期発見及び早期支援の強化を図っていく。 また、令和8年度から開設した児童発達支援センターで実施予定の保育士向け研修の充実を図っていく。		

【成果指標と目標値】

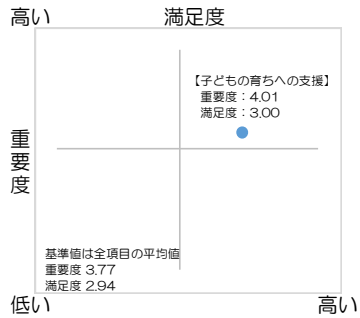
節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	母子保健の推進	C	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある人の割合	育児に対する不安が軽減されているかを測るため、3か月健診及び3歳児健診時の「お母さんはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか」との質問に「はい」と答えた割合を評価	78.5%	82.0%	81.5%	86.0%	83.7%	90.0%	81.5%
2	個に応じた切れ目のない一貫した支援	C	年中児発達参観までに特別な支援や配慮を要する子どもに気付いた割合	特別な配慮が必要な子どもを早期に発見できる体制等が構築できているかを測るため、年中児発達参観までにそうした子どもに気付いた割合を評価	87.2%	90.0%	81.3%	92.0%	78.3%	94.0%	78.0%

【重要度と満足度】

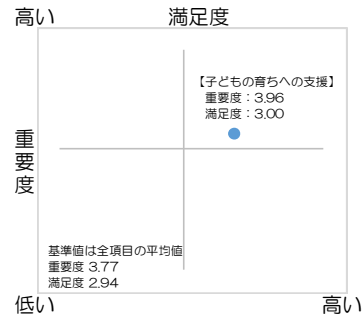
〔令和4年度〕



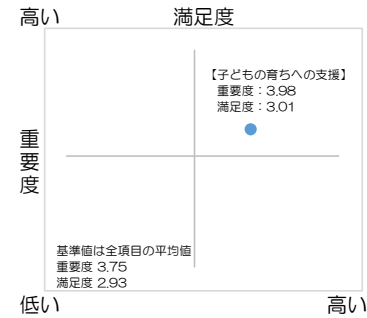
〔令和5年度〕



〔令和6年度〕



〔令和7年度〕



第2章	持続可能で個性的な地域産業の振興	第1節	商工業の振興
施策の基本方針	国内需要の縮小等を見据え、この地域の企業が有する高度かつ専門的で多様な技術の可能性を生かした付加価値の向上を支援するとともに、生産年齢人口の減少を補い、1人当たりの付加価値額を高めていくため、デジタル化の推進や企業規模の拡大を支援します。 また、従業員、生産設備、ブランドなど、有形無形の貴重な経営資源を有する企業が後継者不在などを理由に廃業し、伝統技術や産業基盤等が失われることがないよう、第三者承継も含む戦略的な事業承継を促進します。 さらに、地場産業の人手不足が顕在化する中、今後も人口減少が進み、働き手の確保が更に困難になっていくと見込まれることなどを踏まえ、多様な人材が活躍できる環境づくり等を促進し、地場産業の次代を担う人材の確保、育成を図ります。		
想定される主な取組	・高度な技術等の資源を活用した高付加価値化の推進 ・デジタルトランスフォーメーションの推進 ・経営強化に向けた取組の推進 ・業務工程の自動化、省力化の推進 ・事業の継続を見据えた規模拡大の促進 ・事業承継に向けた意識の醸成と支援体制の強化 ・従業員の満足度向上に資する取組の推進 ・情報発信の強化による認知度の向上と魅力の伝達 ・多様な手法による人材の確保及び育成支援		
令和7年度中に実施した主な取組	・デジタルトランスフォーメーションの推進（デジタル化推進事業） ・経営強化に向けた取組の推進（脱炭素経営促進事業） ・事業承継に向けた意識の醸成と支援体制の強化（補助金交付及び実態調査の継続） ・従業員の満足度向上に資する取組の推進（労働環境改善・働きがい向上モデル企業創出事業、継続的な情報発信） ・多様な手法による人材の確保及び育成支援（外国人材受入支援事業、地域共同人材確保等） ・情報発信の強化による認知度の向上と魅力の伝達（市内企業魅力発見事業）		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	ものづくり産業の高付加価値化と新事業創出及び生産性向上の推進については、労働環境改善・働きがい向上モデル企業創出事業を始めとした人的資本経営の推進やデジタル化推進事業に取り組んだ。令和7年度のデジタル化推進事業に応募する企業が1社と極端に少なかったものの、令和5年度・令和6年度の労働環境改善事業やデジタル化推進事業により目標値に達した。 産業基盤の安定化、強靱化については、令和5年度に実施した事業承継実態調査（対象：市内製造業・卸売業812社）において記名回答があった事業者に対しての事業承継の方向性について引き続き確認した。また、事業承継の専門機関と連携し、個別相談会の機会を定期的に設け、事業者が悩みなどを安心して相談できる体制を整えたことで徐々に相談実績が増えた。さらに、事業者が支援機関に支払う費用の一部を補助したことで、新たに1件の事業承継につながった。そうした取組の結果、812社のうち累計で244社において事業承継などの課題解決の方針が決定し、目標値に達した。 未来志向の人材戦略については、労働環境改善・働きがい向上モデル企業創出事業を通じて具体の改善をサポートしたことで、就労規則の改善やデジタル化推進など、労働環境の改善が図られたため、目標値を上回る結果となった。また、多くの従業員が以前よりも働きやすくなったと実感する結果となり、良好な労働環境の重要性を含む人的資本経営に対する認識が浸透してきている。外国人材受入支援事業では、外国人材受入れ環境の整備に取り組む企業2社（3件）へ補助金を交付したほか、企業の外国人材活用に係る理解を促進するための外国人材受入支援セミナー等を開催し、新たな選択肢として外国人材に関する理解の促進を図った。 また、近年の若者の特性を学ぶセミナーを開催するなど市内企業魅力発信事業を実施し、企業の魅力の効果的な発信に努めた。 さらに、人手不足を始めとする人材課題の解決に向け、様々な関係者が連携して取り組むためのネットワークづくりと課題解決に向けた共創のプラットフォーム（三条の人事部コンソーシアム）の立ち上げについて、オーガナイザーに委託するとともに、組織の基盤となる運営体制づくりの支援を行った。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	労働環境改善・働きがい向上モデル企業創出事業を始めとした人的資本経営の推進やデジタル化推進事業については、支援を受けた企業は相應の成果を上げている一方で、その他の企業においては、取組の必要性に対する認識等に格差が存在している。ものづくり産業の高付加価値化と新事業創出及び生産性向上の推進を効果的に進めるため、それぞれの企業の規模などを踏まえつつ、より効果が期待できるターゲットへアプローチするため、個々のニーズに対応できる補助制度へと見直しを行い、取組を推進していく。 産業基盤の安定化、強靱化を進めていくためには、引き続き事業承継に取り組んでいくことが必要である。事業承継は一般的に準備の必要性の認識、経営課題の整理、承継計画の作成、マッチングといくつかのステップが存在するが、その導入である準備の必要性の認識は徐々に浸透してきている。迂遠であってもこうした地道な取組を継続しながら、事業承継等推進補助金などとあわせて全体としての事業承継の促進を図っていく。 未来志向の人材戦略を進めていくためには、企業が自らの魅力を磨き、それを効果的に発信していくことが必要である。こうした考えの下、市内企業魅力発信事業では、各企業の魅力を発信する機会を創出するとともに、より効果的な発信ができるよう若者の特性に関するセミナーなどを実施しており各分野の関係者から一定の評価を得ている。今後も三条の人事部コンソーシアムの取組と連携するなどし、多様な主体が従来の役割を越えて応分のリスクを負担しながら自律的に良い解決を模索していく。 こうした課題を踏まえて令和8年度から見直しを行った各事業の着実な実行を推進するとともに、適宜各事業の適切な評価を進める。		

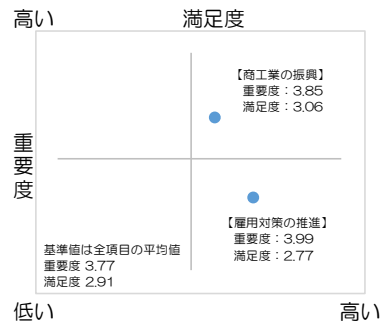
【成果指標と目標値】

節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	ものづくり産業の高付加価値化と新事業創出	A	市内製造業企業のうち付加価値額に改善が見られた企業の割合	市の支援を受けた企業の財務状況の改善度を測るため、付加価値額を評価	— (R5年度)	—	—	50.0%	54.5%	60.0%	85.7% (※速報値)
2	生産性向上の推進	A	労働生産性の改善が見られた企業の割合	市の支援を受けた企業の労働生産性の改善度を測るため、従業員1人当たりの付加価値額を評価	— (R5年度)	—	—	50.0%	54.5%	60.0%	71.4% (※速報値)
3	産業基盤の安定化、強靱化	A	事業承継において対応方針を決定した事業所の割合	事業承継の課題を抱えた企業の対応状況を測るため、市の支援により課題解決の方針が決定した企業の割合を評価	19.7% (R5年度)	—	—	27.7%	27.3%	30.0%	30.0%
4	未来志向の人材戦略	A	働きやすさアンケートの結果が改善した企業の割合	市の支援を受けた市内企業の従業員満足度の変化を測るため、半数以上の従業員が「以前よりも働きやすくなった」と感じている企業の割合を評価	— (R5年度)	—	—	60.0%	100.0%	70.0%	90.0%

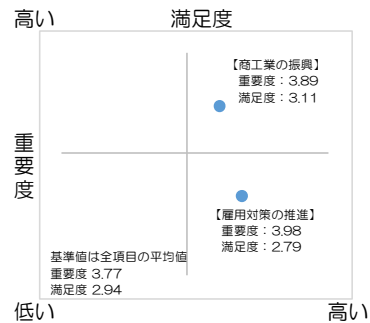
※速報値：R8年6月1日時点

【重要度と満足度】

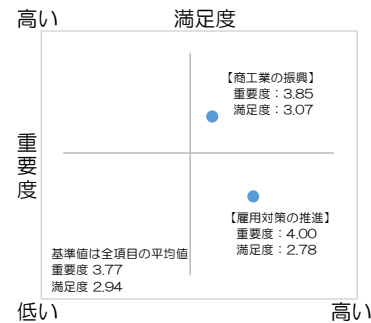
[令和4年度]



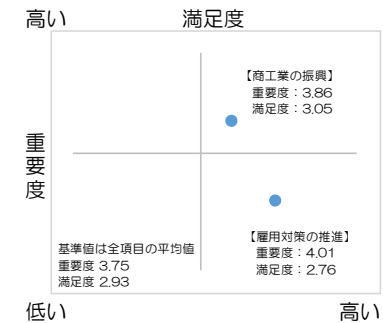
[令和5年度]



[令和6年度]



[令和7年度]

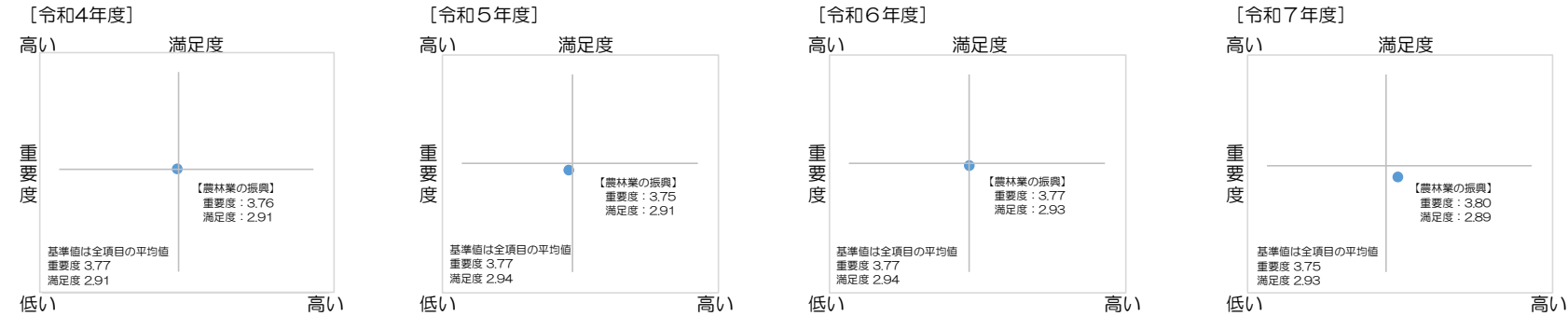


第2章	持続可能で個性的な地域産業の振興	第2節	農林業の振興
施策の基本方針	生産コストを下げるための農地の集積化や効率化、より収益性の高い園芸作物への転換などを支援します。 果樹においては、付加価値を高めることが、担い手の確保や特産地としての地位の向上につながることから、産地としての認知度やブランド力の向上を図ります。 また、規模拡大による効率化や集積化が難しく、担い手の確保が困難な状況にある中山間地域農業を守り、環境を保全する多面的な機能を維持するため、農作物のブランド化などに取り組みます。 そのほか、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、適切に森林の整備等を行う林業の担い手を確保するため、林業所得の向上に向けた取組などを支援します。		
想定される主な取組	・担い手への農地の集積、集約の推進 ・収益性の高い園芸作物への転換、拡大の支援 ・広域連携プロモーション活動の実施 ・下田産米の高付加価値化、ブランド力の向上 ・林業施策の効率化と林業所得の向上の推進		
令和7年度中に実施した主な取組	・担い手への農地の集積、集約の推進（農業機械等導入補助金の交付） ・収益性の高い園芸作物への転換、拡大の支援（農業機械等導入補助金の交付） ・下田産米の高付加価値化、ブランド力の向上（県内及び首都圏での商談会展などによる米PR事業） ・林業施策の効率化と林業所得の向上の推進（民有林造林事業補助金）		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	農業所得の向上について、農業機械等導入補助金の活用者の販売増加額は、経営拡大計画の達成や農産物価格の上昇等により大きく伸び、目標値に達した。 果樹農業の振興について、果物を返礼品としたふるさと納税寄附額は、上半期は少雨の影響で日本梨等の供給量が減少に見舞われたが、下半期は堅調に推移し、目標値を達成した。また、継続して実施している首都圏のパティシエと連携した創作スイーツの販売や情報発信の取組は、桃・ぶどう・ル レクチエの3種を対象として、連携先の拡大や関係強化を目指してきた中で、実施店舗数を増やしたほか、ル レクチエの取組が全国放送のテレビ番組に取り上げられるなど、認知度向上に寄与した。 中山間地域農業の振興については、しただ米市場拡大推進協議会の取組に対し一定の関心を示す農業者はいたものの、既存顧客との取引継続の意向などから加入には至らず、新規参画農業者を増やすことができなかったため、目標値には達しなかった。そうした中で、協議会の会員が、連携する地域の生産者から米を仕入れて販売する手法を取り入れることで、取引量が増加した。また、国内展示会の出展を併走してサポートし、農業者等の関係者が主体となって自走できる体制づくりを進めている。 林業の振興については、令和7年度当初に新たに2箇所の森林経営計画が策定されたことにより目標値に達した。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	農業所得の向上について、農地の集積・集約化の促進を図るとともに、今年度で予算を拡充した農業用機械等導入補助金の予算額を次年度も維持し、規模拡大に取り組む経営体を引き続き支援していく。 果樹農業の振興については、三条産果物や産地の認知度の向上に向けて、引き続き返礼品提供事業者の新規開拓による供給量の確保に努めるほか、ふるさと納税ポータルサイトにおける産地・生産者情報の充実や返礼品の種類の増加に取り組む。また、首都圏のパティシエと連携した創作スイーツ販売や情報発信の取組は、実施規模の見直しを行った中で、連携先とプロモーションの手法を検討していく。 中山間地域農業の振興については、しただ米の直接販売量の拡大と高付加価値化に向けた販路開拓活動等に取り組む協議会の活動において、農業者等の関係者が主体となって自走できる体制づくりを目指して引き続き支援していく。 林業の振興については、今後も更なる施策面積の拡大を図るため、民有林造林事業への上乗せ補助のほか、森林組合等が行う地元への説明会に出席し、計画策定に必要な地権者の同意の円滑な獲得のため行政の立場からも計画の意義を伝えるなど、計画策定が着実に進められるよう継続して支援していく。		

【成果指標と目標値】

節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	農業所得の向上	A	支援を受けた農業者の販売増加額	経営規模の拡大や効率化等に向けた支援が所得の増加につながっているかを測るため、支援を受けた農業者の販売増加額を評価	44,110千円	127,950千円	121,040千円	211,300千円	189,800千円	276,570千円	414,170千円
2	果樹農業の振興	A	果物を返礼品としたふるさと納税寄附額(単年度)	市内産果物や産地としての認知度を測るため、全国の地域産品から選ばれる仕組みであるふるさと納税の寄附額を評価	220,000千円	230,000千円	205,000千円	240,000千円	290,000千円	250,000千円	279,000千円
3	中山間地域農業の振興	C	地域で取り組む「したただ米」の直接販売数量(単年度)	中山間地域農業で生産された農産物の認知度を測るため、したただ米市場拡大推進協議会参加者の直接販売数量を評価	68.5 t	120.0 t	83.0 t	175.0 t	105.4t	230.0 t	121.3 t
4	林業の振興	A	森林経営計画策定面積(累計)	効率的な林業施策の見通しを測るため、一体的なまとまりのある森林の施策及び保護の計画である森林経営計画の策定面積を評価	772.4ha	783.0ha	946.5ha	1,050.0ha	1,146.2ha	1,150.0ha	1,247.9ha

【重要度と満足度】



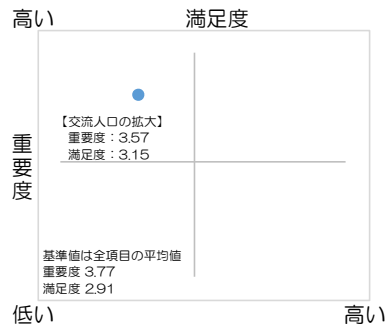
第2章	持続可能で個性的な地域産業の振興	第3節	交流人口の拡大
施策の基本方針	先人より受け継いできたものづくり文化を背景とする「ものづくりのまち」や下田地域の豊かな自然や国内有数のアウトドアメーカーの集積地という特長を背景とする「アウトドアの聖地」の立ち位置を明確にし、他都市との魅力の差別化を徹底することで交流人口の拡大に取り組みます。 国道289号八十里越区間の開通に当たって、八十里越街道の沿線自治体等有する自然、文化、歴史といった共通性を基礎としたブランドの明確化や認知度の向上に取り組みます。また、福島県側から新潟県側への交流人口の獲得のため、新潟県側の玄関口として、県や県央自治体等との連携を深め、観光資源の魅力向上を図ります。 インバウンドの推進については、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行形態等の変化を踏まえ、個人旅行者が旅行前に相談する窓口機能を強化するとともに、当市に到着後の二次交通利用の利便性向上に取り組みます。一方で、新型コロナウイルス感染症による今後の影響は不透明であり、一自治体が単独で海外旅行者を獲得することは困難であるため、県が実施するインバウンド事業に積極的に参画し、旅行者の広域周遊の立ち寄り先となるよう周知を図ります。		
想定される主な取組	・ものづくりファンを対象としたソーシャルメディア等による効果的な情報発信 ・観光協会による観光案内窓口機能の強化 ・アウトドアファンを対象としたソーシャルメディア等による効果的な情報発信 ・越後・南会津街道観光地域づくり懇談会、円卓会議の運営 ・気運醸成、新サービスの開発のためのセミナーの開催 ・ホームページ「八十里越街道」とソーシャルメディアでの継続的な情報発信 ・県、県観光協会、県央各自治体、観光関係者との連携によるエリアミーティングへの参加 ・県や近隣市町村の施設が連携した観光メニュー等の開発 ・観光協会でのインバウンド向け観光案内窓口機能の強化		
令和7年度中に実施した主な取組	・ものづくりファンを対象としたソーシャルメディア等による効果的な情報発信 ・ものづくりファンの創出を目的とした事業企画及び情報発信 ・アウトドアファンを対象としたソーシャルメディア等による効果的な情報発信 ・越後・南会津街道観光地域づくり懇談会、円卓会議の運営 ・機運醸成、新サービスの開発のためのセミナーの開催 ・ホームページ「八十里越街道」とソーシャルメディアでの継続的な情報発信 ・県、県観光協会、県央各自治体、観光関係者との連携によるエリアミーティングへの参加 ・市ホームページとソーシャルメディアによる効果的な情報発信（インバウンド向け）		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	ものづくり観光入込客数については昨対比約121%となり、目標値を大きく上回った。これは、工場見学や体験を目的とするインバウンド入込客数が押し上げたものと推察される。 7月末に2025年日本国際博覧会におけるLOCAL JAPAN展に滋賀県甲賀市と共同出展し、三条市のものづくり力のPRや金属加工の実演を通して来場者にインパクトを与えることができた。来場者アンケートでは回答者の3割が「三条市＝ものづくりのまち」と認識しており、一定の認知度や関心の高さが伺えた。一方で三条市への訪問回数についてはリピーターが少ない結果となり、今後は再訪を促す仕掛けづくりの必要性を認識した。 下田地域観光入込客数について、目標値を下回り（昨対比約91.6%）、観測施設全体で減少傾向となっている。減少の要因の一つは、例年多くの観光客が見込まれるヒメサユリ祭り期間中の毎週末に天候不順が重なり登山客が半減したこと、加えてクマ出没情報によりキャンプ場利用控えが生じたことも影響したと考えられる。クマ対策など減少要因となる外的要因への対策は取りつつ、引き続きアウトドアの聖地としての情報発信や八十里越街道の開通を見据えた下田地域のPR等に注力していく必要がある。 八十里越街道沿線地域との連携については、企画開発や投資コスト等などハードルがあり、商品化に至ったものが少なかったため目標値には達しなかった。一方で、只見町及び南会津町において、当市の物産や郷土食の販売を通じてシティプロモーションの実施や、民間事業者が3市町の地域資源をデザインした手ぬぐいが商品化されるなど官民両面で広域連携が進展した。 インバウンドの推進について、令和7年度の入込数は、昨対比約125%で目標値を大きく上回った。8月に県内在住の台湾人インフルエンサーと協力してアンケートを行った結果、三条市を知るきっかけの多くはFacebookであることが判明した。「工場の祭典」に合わせ著名な台湾人Youtuberと連携し、市のものづくりや食、宿を体験記として発信したところ、再生回数58万回を記録するなど大きな反響があった。年度末は燕三条貿易振興会とともに台湾出展イベントに出展し、周遊モデルコースを紹介し、訪日意欲の喚起に繋げた。いずれもFacebookやYoutube等のSNSの有効性が確認されたため、更に強化を図ることとし、「実際の来訪」という次のフェーズに繋げるための展開を図っていく。 観光協会の機能強化について、組織の外部化を見据え、現組織の運営体制面での課題抽出を行い、あわせて市職員が兼務している観光団体の事務工数を整理・精査に着手した。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	差別化の徹底について、ものづくりやアウトドアファンを新規獲得・拡充するため、SNS等を活用した効果的な情報発信を継続的に行っていく。また外部団体や民間事業者等と連携し、アウトドアギアに触れる体験を多世代に向けて提供し、「ものづくりのまち」「アウトドアのまち」としての誇りと認知度の向上を図る。下田地域の観光振興については、引き続きアウトドアをテーマに県や県アウトドア協会と連携し、大谷ダムでのウォーターアクティビティイベント等の開催を通じアウトドアの聖地として魅力を発信する。 広域観光の推進について、国道289号八十里越区間の令和9年度夏の開通を見据え、来訪者を呼び込む観光コンテンツの開発・強化を目指し、民間事業者の意欲を引き出すため、行政として継続的にサポートしていく。 インバウンドの推進については、台湾をターゲットに引き続きファムトリップを実施するほか、新規取組として現地旅行会社等に対して市職員に代わり常時観光情報や旅行商品のセールスなどを行う観光レップの設置により情報発信やプロモーションを強化し誘致を図る。くわえて、市内事業者向けのセミナーを実施し、インバンド受入の機運を醸成する。 観光協会の機能強化に向け、組織運営体制の見直しも含めたあらゆる可能性を模索し、令和8年度中に具体的な方向性を定める。		

【成果指標と目標値】

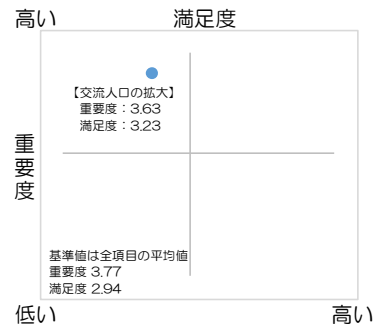
節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	差別化の徹底	C	ものづくり観光入込客数（単年度）	ものづくりの魅力を体感できるコンテンツの開発、情報発信などによる差別化の成果を測るため、ものづくりに関する観光入込客数を評価	43万人	54万人	51.1万人	55万人	51.1万人	56万人	61.8万人
			下田地域観光入込客数（単年度）	アウトドアをテーマとしたコンテンツの開発、情報発信などによる差別化の成果を測るため、下田地域の観光入込客数を評価	53万人	58万人	55.6万人	64万人	52.3万人	70万人	47.9万人
2	広域観光の推進	C	八十里越街道沿線地域と共に創出した観光コンテンツ数（累計）	魅力的な観光資源が充実しているかを測るため、八十里越街道沿線地域と共に創出した広域観光コンテンツの数を評価	4件	6件	4件	8件	6件	10件	6件
3	インバウンドの推進	A	外国人観光入込客数（単年度）	外国人観光入込客数を評価	466人	1,900人	6,243人	7,100人	7,801人	7,900人	9,749人

【重要度と満足度】

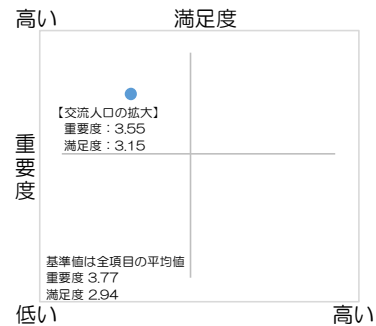
〔令和4年度〕



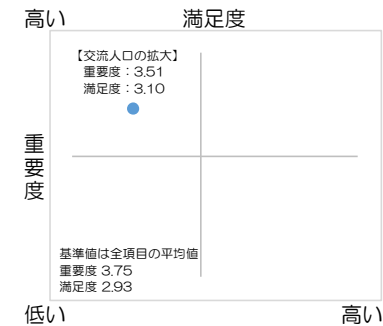
〔令和5年度〕



〔令和6年度〕



〔令和7年度〕



第3章	健康で心豊かに暮らせる環境づくり	第1節	健康づくりの推進
施策の基本方針	疾患等の早期発見や重症化予防、メンタルヘルスケアなどに関し、デジタル技術や科学的知見を取り入れるなど、従来とは異なる働き掛けによりそれぞれの課題の解決を図ります。望ましい生活習慣を身に付けるため、健康に対する意識の向上を図るとともに、それぞれのヘルスリテラシーの段階に応じた適切な働き掛けにより、自らの健康を守るための具体的な行動を促します。		
想定される主な取組	・日常の中で気軽に健（検）診が受診できる環境づくり ・ICTを活用した対象者の生活スタイルに合わせた保健指導の実施 ・ソーシャルメディアを活用した相談しやすい体制の構築 ・市民の関心事を踏まえた健康情報の発信強化 ・企業等と協働した健康教育の充実		
令和7年度中に実施した主な取組	・日常の中で気軽に健（検）診が受診できる環境づくり ・ICTを活用した対象者の生活スタイルに合わせた保健指導の実施 ・ソーシャルメディアを活用した相談しやすい体制の構築 ・市民の関心事を踏まえた健康情報の発信強化 ・企業等と協働した健康教育の充実		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	健康課題へのアプローチの深化について、各種健（検）診の受診率向上の取組として、日常の中で気軽に健（検）診が受診できる環境づくりは、民間健診施設の県央健診スクエアでの健（検）診実施について周知を図ったほか、電話での予約方法について、令和6年度まで健（検）診実施日ごとに予約受付期間を限定していたものを、期間を限定せず予約を受け付ける方式に変更したことなどにより、健（検）診の受診者数は令和6年度と比べ延べ1,245人（前年比48.5%増）増加した。また、特定健診対象者については、早期受診を促すため、過去の受診歴や質問票の回答等を基にナッジ理論を用いた未受診者勧奨を10月のほか、新たに5月に行ったことにより、2,088人（前年比132.5%増）の受診につながり、全体の特定健診受診率は目標値を下回ったものの、暫定値で前年度実績比0.4ポイント増となった。未受診者勧奨による受診者が受診者全体の32.3%を占めており、受診勧奨が受診率の引き上げに寄与している。一方、各種がん検診の受診率平均は、国の地域保健・健康増進事業報告の数値を引用しており、現時点では令和5年度が最新値である。新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に移行したが、当時はまだその影響が継続していたと推察され、目標値を下回っている。 特定保健指導実施率向上の取組として、ICTを活用した対象者の生活スタイルに合わせた保健指導の実施については、腕に装着するスマートウォッチに加えて、足にも装着可能で操作がより簡便な機種へ変更したところ、利用者数は31人と前年度より2人増加したものの、目標である80人には達しなかった。ICTを活用した特定保健指導を希望しない理由として、約4割が「端末操作に自信がない」と回答しており、スマートウォッチの利便性や操作の簡便さについて十分に伝えられていない。また、健診結果が受診者に届き、本人の健康意識が高まるタイミングを捉え、特定保健指導の利用勧奨を実施したが、利用につながったのは2人（約1%）にとどまった。利用勧奨の案内チラシは、生活習慣の改善への気付きを与えるようなデザインや構成になっておらず、内容も画一的であったためと考えられ、利用勧奨の実施方法について検討が必要である。 血糖モニタリング機器（リブレ）の活用では、血糖モニタリング機器の利用支援として、開始前セミナーを実施し、機器設定等のサポートを行った。また、早期予防の観点から対象年齢に50歳代を追加し対象を拡大した結果、定員40人を上回る利用希望があった。最終的な申込者は37人であったが、機器の設定や装着がうまくできなかったりモニタリング期間が自身の都合に合わない等により、最後まで取り組めた者は26人であった。参加者は、自身の血糖値の変動を把握し、毎日配信されるコラムから知識を得ることで、自ら血糖値が上がりにくい食べ方を意識したり、運動を実施したりする人のほか、生活習慣病予防教室等の健康づくりの場に参加する人もいるなど、生活習慣の改善につながる行動が見られ、リブレを活用することが生活習慣の見直しへの意識を高める機会となった。 メンタルヘルス対策としてのソーシャルメディアを活用した相談については、国のSNS相談窓口を周知しており、国のSNS相談において支援が必要な場合は、市へ引き継がれる体制となっている。 健康意識の醸成及び向上について、健康のための行動を実践している人の割合は、特定健康診査等における質問票（内服や生活習慣等に関する質問）の回答結果を参考値として令和6年度実績値と令和7年度実績値を比較すると、アルコールを適量摂取している人の割合は2.6%ほど下がった一方で、1日1時間以上の歩行ができている人とタバコを吸わない人の割合は横ばいとなった。 市民の関心事を踏まえた健康情報の発信強化は、日常的な外出先での情報発信として、ホームセンターでの生活習慣病予防及び歯周病予防の啓発を実施したところ、参加者からは好評で、健康に興味・関心を持つきっかけとなった。また、健康情報の情報紙を薬局及び理容室に加え、新たに一部の金融機関に設置したほか、LINEによる健康情報の発信について、これまで配信した内容を分野別にまとめ、必要な情報を閲覧できる健康情報ページを市のホームページ上に設けた。こうした取組は市民の健康情報を取得する手段の一つとして活用されているものと捉えている。 企業等と協働した健康教育の充実は、働く世代の健康づくりの取組として、事業所を訪問し従業員健康課題を踏まえた生活習慣病予防等の啓発活動を実施した。三条保健所が主導する地域・職域連携推進事業の中で健康づくりの取組希望があった企業を把握したほか、これまでに関わった企業への働き掛けを行ったことに加え、市と健康経営に関する連携協定を締結している保険会社と連携し、事業所へ働き掛けることにより、新たに3事業所が健康づくりに取り組むことができた。また、協会けんぽと働く世代の健康実態を共有し、健康診査を協同で実施した。これらにより、働く世代の健診機会拡大や健康づくりへの動機付けを図る機会の整備につながったものと捉えている。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	健康課題へのアプローチの深化について、日常の中で気軽に健（検）診が受診できる環境づくりは、特定健診においては引き続きナッジ理論を用いた効果的な未受診者勧奨を行い、受診者数の増加を図るとともに、未受診者の中には、通院中のため特定検診を受診しないという方が多くいることから、医療機関が保有する検診検査項目のうち、特定検診と同様の検査項目結果を本人同意の下に市へ提供いただくことで特定健診を受診したとみなす「みなし健診」を実施し、受診率の引き上げに取り組む。あわせて、市民の受診行動につなげるため、受診券に同封するチラシについて、健診未受診者にも健診の必要性を分かりやすく伝える内容にするなど受診を促すための工夫を行う。また、集団健診日程に加え県央健診スクエアにおいて特定健診とがん検診を同日に受けられる複合健診を引き続き実施する。 がん検診の未受診者勧奨については、対象者が申込みしやすいよう電子申請での受付を実施し、受診率の向上を目指す。 特定保健指導実施率向上の取組について、スマートウォッチの利便性や操作の簡便さの周知を図るとともに、端末操作に不安のある人に対しては、個別に操作説明の機会を設ける。また、個々の重症化リスクに応じた特定保健指導未利用者への再勧奨を行い、勧奨の案内チラシを見直すことで、実施率の向上を目指す。 血糖モニタリング機器（リブレ）の活用について、機器操作が苦手な人でも利用できるよう、機器設定についてのセミナーを1回増やし3回開催する。また、血糖モニタリングをきっかけに生活改善の意欲が高まった人を生活習慣病予防教室やちょこっと筋トレなどの他の保健事業へ円滑につなげる仕組みを検討していく。 健康意識の醸成及び向上について、市民の関心事を踏まえた健康情報の発信強化は、日常的な外出先での発信拡大を図るため、更に健康情報紙の設置について団体などに協力を依頼し、情報取得の機会を増やす。また、令和7年度に作成した健康情報のホームページについて、市から発行する健診案内文書や健康情報紙等にQRコードを掲載し周知する。くわえて、店舗やイベントなどの日常的な外出先で生活習慣病予防等の啓発を実施する。 企業等と協働した健康教育は、引き続き関係機関と連携し、機会を捉えて企業に対し働き掛けを行うとともに、企業の健康課題に応じた内容で健康教育や啓発活動を行うことにより、健康情報の普及啓発を図り、働く世代が健康づくりに取り組む動機付けを推進していく。		

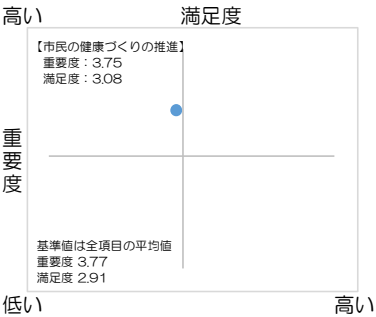
【成果指標と目標値】

節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	健康課題へのアプローチの深化	C	各種健(検)診の受診率	各種の健(検)診を受診しやすい環境が整っているかを測るため、各種健(検)診の受診率を評価 ①特定健診受診率 ②各種がん検診受診率平均	①45.3% ②12.4%	①47.0% ②13.5%	①46.4% ②13.4%	①49.0% ②15.5%	①47.9% ②12.7%	①52.0% ②17.5%	①48.3%※1 ②12.2%※2
			特定保健指導実施率	個人の状況に応じた保健指導が実施できているかを測るため、特定保健指導の実施率を評価	37.7%	45.0%	42.2%	50.0%	41.5%	55.0%	47.3%※3
2	健康意識の醸成及び向上	A	健康のための行動を実践している人の割合	健康意識の高まりを測るため、「健康に関する実態調査」において健康のために次に取り組んでいると回答した人の割合を評価 ①1日1時間以上の歩行（同等の身体活動を含む。） ②アルコールの適量摂取 ③タバコを吸わない	①29.6% ②20.3% ③26.6%	①32.0% ②22.0% ③32.0%	①18.5% ②24.5% ③32.1%	①34.0% ②25.0% ③38.0%	①54.1%※4 ②35.3%※4 ③89.0%※4	①35.0% ②27.0% ③43.0%	①55.0%※5 ②32.7%※5 ③89.1%※5

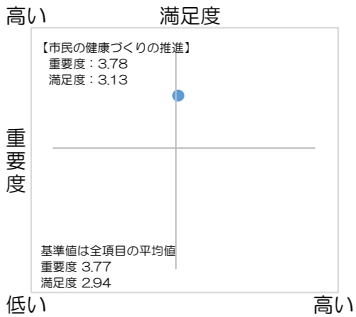
- ※1 「特定健診受診率」の令和7年度実績値は、暫定値であり、令和9年2月末頃に確定する。
- ※2 「各種がん検診受診率平均」は、国の地域保健・健康増進事業報告の数値を引用しており、現時点では令和5年度の数値が最新値である。
- ※3 「特定保健指導実施率」の令和7年度実績値（令和8年2月27日時点）は、初回面接希望者の割合を暫定値とし、令和8年9月頃の法定報告にて再度実績値の把握を行う。
- ※4 「健康のための行動を実践している人の割合」の令和6年度実績値は、「健康に関する実態調査」結果ではなく特定健康診査等における質問票（内服や生活習慣等に関する質問）の回答結果であり、参考値とする。
- ※5 「健康のための行動を実践している人の割合」の令和7年度実績値は、「健康に関する実態調査」結果ではなく特定健康診査等における質問票（内服や生活習慣等に関する質問）の回答結果であり、参考値とする。

【重要度と満足度】

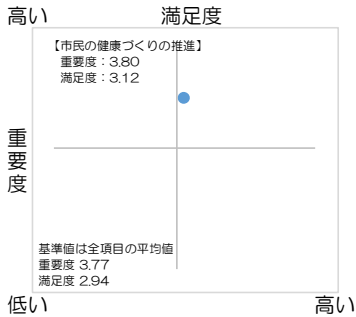
〔令和4年度〕



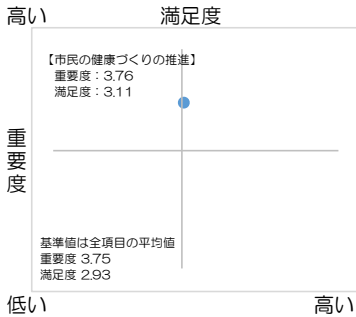
〔令和5年度〕



〔令和6年度〕



〔令和7年度〕



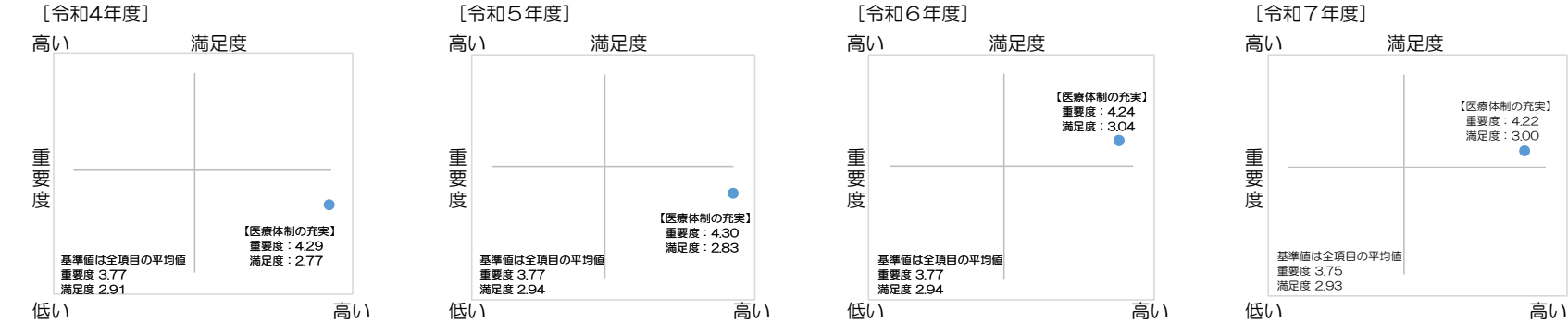
第3章	健康で心豊かに暮らせる環境づくり	第2節	安定した医療体制の確保
施策の基本方針	済生会新潟県央基幹病院を核とする県央地域の医療再編を県と協力して推進し、地域医療における長年の課題の解消や市民が安心して暮らすための重要な基盤である医療提供体制の充実に取り組みます。 限られた医療資源を効率的に活用するため、適正受診に関する啓発に取り組むとともに、医療保険制度の健全な運営を損ないかねない医療費の過度な上昇を抑制するため、疾患等の重症化予防などに取り組めます。		
想定される主な取組	・県と連携した医師、看護師確保の推進 ・看護師確保に向けた修学就業支援の実施 ・病院及び診療所の相互連携に係る環境整備の促進 ・圏域全体での救急搬送体制の確立 ・市民に対する医療の適正受診に関する啓発		
令和7年度中に実施した主な取組	・県と連携した医師、看護師確保の推進 ・看護師確保に向けた修学就業支援の実施 ・市民に対する医療の適正受診に関する啓発 ・医療費の適正化の推進		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	医療体制の充実にについて、県と連携した医師、看護師確保の推進のうち医師確保の取組として、県及び福島県只見町と連携し、医学部地域枠の医学生2人に対して修学資金の貸与を実施した。令和8年3月には医学生の勤務予定医療機関である県央基幹病院と共同で学生実習の受入れを行い、市の保健事業の紹介や地域住民との意見交換、市内見学等を通じて市の取組や当市の地域性、住民性等を知ってもらう機会となった。 看護師確保に向けた修学就業支援の実施は、看護師等就業・移住支援金事業を実施し、市内医療機関に就業・移住した看護師が70人と令和7年度の目標値210人に対して大きく下回ったが、県央基幹病院を始めとする市内医療機関の一定数の看護師の確保につながっている。市内病院へのヒアリングでは、就業応募者の出身地は7、8割が県央地域であり、市内病院に勤めるに当たり、移住せずとも通勤しやすい環境にあることから、移住に至るケースが少なかったことが推測される。 適切な医療資源の活用について、市民に対する医療の適正受診に関する啓発は、令和8年7月の広報さんじょうで県央医療圏における医療再編の意義とともに、再編後の入退院の流れについて紹介する記事を掲載したほか、県央5市町村の共通の取組として、各医療機関の役割や適切な受診等について、各市町村の広報紙に済生会新潟県央基幹病院長から住民へのメッセージを令和7年12月、令和8年2月に掲載するとともに、令和8年3月に県作成の救急医療電話相談の周知チラシを県央地域の全戸に配布した。くわえて、三条市独自で県央基幹病院以外の市内病院長からのメッセージを令和8年3月に掲載するなどにより、各病院の機能に応じて役割分担している県央地域の医療体制や適正受診の必要性について知ってもらう機会となった。 医療費の適正化の推進について、成果指標の新規人工透析導入者数については前年度から5人増と目標に達していない。人工透析が必要となる原因としては腎機能の低下が挙げられるが、高齢者は腎機能が自然と低下しやすく、高齢化社会の進展に伴い、高齢者人口が増加する状況にあることが新規人工透析導入者の増加の一因になっていると推察される。医療費が高額となる人工透析の導入抑制のため、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者のうち、糖尿病等生活習慣病の未治療者や糖尿病の治療中断者に対し、医療機関への受診勧奨や生活習慣の改善を促す保健指導を実施し、未治療者は約6割、治療中断者は約3割が医療機関を受診した。治療中断者で医療機関には受診しなかった人も健診受診により健康状態の確認ができたことから、糖尿病等の放置による重症化の予防につながったものと考ええる。また、過去の健診結果や受診勧奨事業から把握した糖尿病の重症化が懸念される患者6人に対し、かかりつけ医と連携して保健指導を実施し、生活習慣の改善が見られた。こうした取組により、新規の透析導入者の令和5年度から7年度の3年間の平均は2.3人と現状値より改善が見られた。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	医療体制の充実にについて、県と連携した医師、看護師確保の推進のうち医師確保の取組は、引き続き来年度以降も新たな地域枠学生に対する支援を行い、将来的な医師の確保につなげる。 看護師等就業・移住支援金事業については、看護師確保とともに移住促進の対策として継続して実施することとし、対象者に情報が行き届くよう、引き続き、医療機関や看護学校を始め、移住施策関係課とも連携を図りながら周知を行う。 適切な医療資源の活用について、市民に対する医療の適正受診に関する啓発は、引き続き広報さんじょうに病院長からのメッセージを令和9年2月まで毎月掲載するとともに、これまでの啓発記事等を取りまとめ、より市民に適正受診の重要性が伝わるような発信方法について検討する。あわせて、県及び県央地域市町村と連携し、地域住民の意識変容に向けて医療の適正受診及び医療再編の考え方に関する啓発を行う。 医療費の適正化の推進は、引き続き糖尿病など生活習慣病の未治療者等への医療機関への受診勧奨や生活習慣の改善を促す保健指導を実施し、重症化予防を図る。		

【成果指標と目標値】

節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	医療体制の充実	C	市内医療機関への就業等の支援制度を活用した看護師等の数（累計）	看護師等の確保状況を測るため、「三条市看護師等就業・移住支援金」を活用し、市内に移住、就業した看護師及び准看護師の数を評価	—	100人	17人	160人	42人	210人	70人
2	適切な医療資源の活用	C	新規人工透析導入者数の前年度からの増減数（単年度）	医療費の抑制に向けた取組の成果を測るため、影響が大きい人工透析を新規導入した人数の前年度からの増減数を評価（現状値は、過去数年の平均値）	+4.6人	0人	+1人	0人	+1人	0人	+5人
			特定保健指導実施率（再掲）	個人の状況に応じた保健指導が実施できているかを測るため、特定保健指導の実施率を評価	37.7%	45.0%	42.2%	50.0%	41.5%	55.0%	47.3%※1

※1 「特定保健指導実施率」の令和7年度実績値（令和8年2月27日時点）は、初回面接希望者の割合を暫定値とし、令和8年9月頃の法定報告にて再度実績値の把握を行う。

【重要度と満足度】



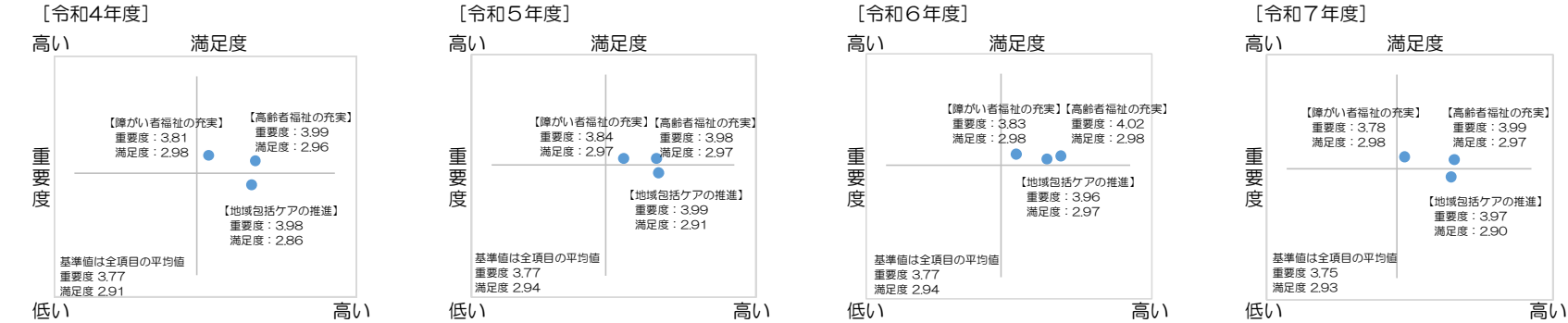
第3章	健康で心豊かに暮らせる環境づくり	第3節	地域包括ケアの推進
施策の基本方針	医療介護分野の連携のみならず、障がいや困窮を念頭に置いた各分野横断的で総合的な支援体制の構築に取り組むとともに、専門職の支援だけでは行き届かない部分を補完できるよう、地域の各主体による支援体制の充実に取り組みます。 支援を必要とする人の更なる増加や支援現場の負担の増大など、今後見込まれる社会の変化に対応し、必要なサービスを安定的に提供できる仕組みの構築等に取り組みます。 支援が必要な人が住み慣れた地域で自分らしく過ごし続けられるよう、自立につながる支援を進めるとともに、介護予防や在宅生活の充実につながる新たな介護施策に取り組みます。		
想定される主な取組	・相談支援体制における多職種連携の強化 ・集いの場を契機とした地域交流の促進 ・ICTの活用による負担の軽減 ・ICTを活用した相談対応、健康管理支援、就労支援の充実 ・外出支援や認知症対策などの新たな介護予防施策の実施		
令和7年度中に実施した主な取組	・相談支援体制における多職種連携の強化 ・集いの場を契機とした地域交流の促進 ・ICTの活用による負担の軽減 ・障がい支援に係る専門職をフォローするための仕組みの構築 ・ICTを活用した相談対応、健康管理支援、就労支援の充実 ・生活困窮者及び障がい者の経済的自立に向けた支援 ・障がい者の親の死後を見据えた支援 ・外出支援や認知症対策などの新たな介護予防施策の実施		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	支援体制の充実について、集いの場を契機とした地域交流の促進については、5圏域に配置した生活支援コーディネーターによる集いの場への支援、普及啓発活動を引き続き行うことにより、集いの場や地域の支え合い体制がある自治会数は目標値に達した。また、年齢や属性を超えた交流を目的とした「対象を問わない地域づくり」は、生活支援コーディネーターの支援により5圏域全てで実施されており、順次、地域住民等による自主的な活動へ移行しつつある。さらに、今年度は、重層的支援体制における地域づくり事業として、地域包括支援センター（高齢者）、地域活動支援センター（障がい者）及び子育て拠点施設など多分野の地域活動拠点同士を連携させる取組が行われるよう、地域づくり事業連携交流会を開催した。交流会では、新潟大学大学院菅浦川教授が実施しているRISTEX（文部科学省 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター）のプロジェクトと協力し、リンクワーカー講座を実施して知識やノウハウの共有のほか、日頃の拠点間の連携につながるよう顔の見える関係づくりを行い、地域交流機会の拡大・充実に向けて検討を進めた。（リンクワーカー：孤立を感じている人を発掘し、個々のニーズに合った、趣味サークル、ボランティアグループなどの地域資源へつなく役割を担う人材） 相談支援体制における多職種連携の強化については、今年度から本格実施している重層的支援体制整備事業において、新たに配置した重層コーディネーターが支援機関から寄せられる複雑化・複合化した支援困難ケースの支援に関する相談に応じ、支援方針・内容の決定、役割分担等を行う支援会議を8回、重層的支援会議を3回開催した。また、多分野の福祉専門職、弁護士等を対象に、圏域ごとの連携強化や資質向上を目的とした研修会を2回実施し、延べ149人の参加があった。支援者からは各機関の相談対応状況報告や意見交換を通じて、各機関の業務の理解が深まったとの声が多数聞かれた。クラウドシステムを活用した重層的支援体制「まるサボネット」で管理するケースは、今年度新規管理件数60件、令和8年3月末までの終結件数5件、終結率8.3%と目標値に達しなかった。各支援者からは、支援会議により支援方針や役割分担が明確になったり、研修会の開催等により支援者間の関係構築ができたりしたと評価は得られてはいるものの、対象者の抱える問題が多岐にわたり、複合化しているために、支援終結まで半年以上の時間を要するケースが全体の8割程度ある。 障がい支援に係る専門職をフォローするための仕組みの構築については、精神科医療に関して大島病院とのアドバイザリー契約に基づき5件の助言を受け、適切な支援につながった。 生活困窮者及び障がい者の経済的自立に向けた支援については、今年度から生活困窮者等の住まいに関する相談支援について、社会福祉協議会への委託により相談窓口を開設し、26件の相談に対応した。また、障がい者の就労支援として、就労継続支援A型1事業所が4月から開設し、定員20人の確保が図られた。 障がい者の親の死後を見据えた支援については、社会福祉法人のグループホーム整備に対する補助金交付などの支援を行っているところであり、1事業所が11月から開設し、定員20人の確保が図られた。 外出支援や認知症対策などの新たな介護予防施策の実施については、令和9年度からの第10期介護保険事業計画策定に向け、要支援者等の軽度者を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」の抜本的な見直しを行うため、厚生労働省モデル事業「地域づくり加速化事業」を活用し、国アドバイザーの支援を受けながら、介護現場で働く専門職との意見交換会を実施し、対象者像の明確化、既存事業の見直し、新たなサービス体系の創設などの方向性を見出すことができた。また、認知症対策では、第10期介護保険事業計画と一体の認知症施策推進基本計画策定に向けて、具体的な取組を検討するため、認知症支援に関わる医療・福祉専門職や認知症の人と家族の会、一般企業から参集してもらい意見交換会を実施した。意見交換会では、今後の認知症施策の基本的方向性の取りまとめを行い、計画策定に向けた準備が着実に進んでいる。 社会の変化を踏まえたサービス提供体制の整備及び効果的な支援の実施について、介護保険サービスの月当たりの利用件数の平均、訪問系、通所系サービスの月当たりの利用件数の平均については、いずれも目標値に達していない。目標未達成の要因の一つとして、令和6年度中において、新たに介護施設が整備されたことに伴い、それまで在宅で複数サービスを組み合わせて利用していた人が当該施設サービスへ移行したことが考えられ、これによりサービス全体の月当たり延べ利用件数が減少したことも推察される。しかし、令和6年度から令和7年度において、大規模な介護サービス提供事業所の閉鎖もないことから、サービス提供体制に不足が生じているものではないと捉えている。くわえて、令和6年度を始期とする第9期介護保険事業計画において、自立を基本としたケアマネジメントの実施体制の充実に取り組み、ケアマネジャー等への「高齢者の自立支援」の理念の浸透や、ケアプラン点検員による介護給付適正化の指導が定着してきていることも要因の一つと考える。また、令和7年度においてサービス利用件数が前年度比で若干の減となっているものの、要介護認定者数については今後も増加していくものと想定していることから、これに対応できるサービス提供体制を整備することが肝要であり、それに必要となる人材確保に注力していく。 介護人材確保対策について、主に人材定着に向けた取組として、モデル法人による人材育成等に係る職場改善事業や、介護職員の負担軽減を図るためのICT機器等の活用促進に向けた体験・研修会、階層別の職員研修などを実施した。職場改善事業では、モデル法人内で課題が明確化でき、人材育成やチームケアの向上について、管理職や次世代リーダーを担う職員の意識変容につながった。ICT機器等の活用促進に向けた体験・研修会では、ICT機器等の導入プロセスの理解ができ、参加した全14事業所においてICT機器等活用を再検討する動機付けにつながった。階層別職員研修については、グループワークを中心に行うことで、他事業所職員との顔の見える関係づくりにつながった。		

今後の方向性 (評価を受けての今後の取組、見込みなど)	支援体制の充実について、集いの場を契機とした地域交流の促進については、重層的支援体制における共生の地域づくりを促進するため、引き続き、新潟大学大学院菅蒲川教授が実施しているRISTEXのプロジェクトと協力し、連携の核となる生活支援コーディネーターに対して研修等を実施するとともに、多分野の地域活動拠点同士が具体的に連携できるよう支援していく。 相談支援体制における多職種連携の強化、ICTの活用による負担の軽減、ICTを活用した相談対応、健康管理支援、就労支援の充実については、重層的支援体制の充実に向け、引き続き、支援機関からの相談に応じ、支援会議等を実施することで、支援困難ケースに対する支援を行う。また、クラウドシステムの活用と併せて多分野の福祉専門職等を対象とした研修会を実施することで、支援者間の更なる連携強化を図る。 社会の変化を踏まえたサービス提供体制の整備及び効果的な支援の実施について、外出支援や認知症対策などの新たな介護予防施策の実施については、地域づくり加速化事業における事業見直しの検討結果及び令和8年1月に実施した高齢者実態調査の分析結果を踏まえ、第10期介護保険事業計画において、「介護予防・日常生活支援総合事業」の抜本的な見直しなどの各種施策を検討し、実施していく。 介護人材確保対策については、長期的な視点で取り組む必要があることから、引き続き介護人材確保対策検討会での協議を踏まえ、職員の定着を図るための取組を進めるとともに、外国人雇用支援などの新たな人材確保のための支援策や、他分野の人材や学生等に向けた介護の魅力の情報発信等の取組を実施していく。
--------------------------------	--

【成果指標と目標値】

節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	支援体制の充実	C	集いの場や地域の支え合い体制がある自治会数（累計）	近隣住民による緩やかな見守り体制を構築できているかを測るため、集いの場、老人クラブによる見守り、住民同士の任意の支え合い活動がある自治会数を評価	173自治会	181自治会	212自治会	189自治会	214自治会	197自治会	214自治会
			重層的支援におけるケースの終結率（単年度）	速やかな支援体制が整っているかを測るため、分野横断的な重層的支援の実働チーム「まるサポネット」で対応する支援ケースの終結率を評価	18.7%	30.0%	29.8%	40.0%	20.2%	50.0%	8.3%
2	社会の変化を踏まえたサービス提供体制の整備	C	介護保険サービスの月当たりの利用件数の平均	十分なサービスを提供できる体制が整っているかを測るため、介護保険サービスの月当たり利用件数を評価	13,100件/月	13,300件/月	12,979件/月	13,300件/月	13,201件/月	13,500件/月	13,080件/月
3	効果的な支援の実施	C	訪問系、通所系サービスの月当たりの利用件数の平均	住み慣れた地域で暮らし続けられる環境が整っているかを測るため、訪問系、通所系サービスの月当たり利用件数を評価	4,000件/月 (R2年度)	4,100件/月	3,136件/月	4,100件/月	3,173件/月	4,100件/月	3,128件/月

【重要度と満足度】



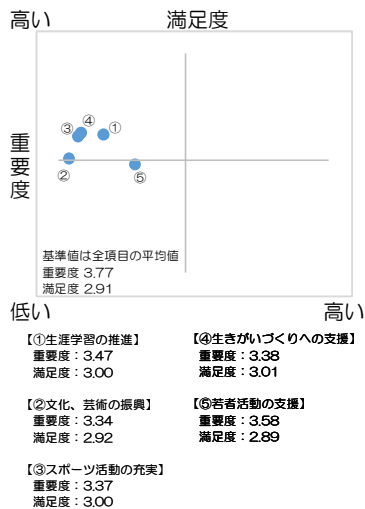
第3章	健康で心豊かに暮らせる環境づくり	第4節	生活における喜びや楽しみの創出
施策の基本方針	多くの市民が学びに触れる機会の創出、持続的で自律的な生涯学習の場の形成及び生涯学習の裾野の拡大を図ります。 文化、芸術を鑑賞又は体験する機会の充実、気軽に楽しめるきっかけの創出及び地域の歴史の掘り起こしと資源の有効活用によって、地域性豊かな文化、芸術の振興につなげます。 多くの市民が多様な形で気軽にスポーツに親しみ、地域や社会に参加することにもつながる機会や環境の充実に取り組みます。 仕事や家庭、趣味だけではなく、コミュニティ活動やボランティア活動などを通じ、個人が地域や社会に貢献することで、生きがいややりがいを感じられるよう、幅広い活躍の場の創出を図ります。		
想定される主な取組	- 出張型きっかけの1歩事業の実施 - 講師公募型講座の実施 - 文化芸術を入口としない機会の創出 - トップレベルを体感する機会の創出 - 自治会等地縁団体による活動の支援 - 幅広いボランティア機会の提供		
令和7年度中に実施した主な取組	- 講師公募型講座の実施 - 文化芸術を入口としない機会の創出 - トップレベルを体感する機会の創出 - 世代、性別、障がいの有無にかかわらずスポーツに親しめる機会の充実 - 自治会等地縁団体による活動の支援 - 地域のボランティア活動への参加促進 - コミュニティ活動の支援 - 幅広いボランティア機会の提供		
評価 (評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など)	生涯学習の推進のうち、講師公募型講座については、目標値70講座には届かず53テーマの企画となった。既に講師として活躍されている方が講師として申し込む、また、受講者の中には他者に教えられるような水準にないとの思い込み（自己評価の低さ）を持つ方が少なからずおり、教える側になることを躊躇するなど、講師公募の循環型の仕組みが成り立ちにくくなっていることが要因として考えられる。 また、生涯学習講座の参加者数は、前年度16,952人を下回る16,482人となった。オンラインによる講座や通信教育など学びの手段の多様化が進み、相対的に公民館を会場とした対面による講座が少なくなった可能性が要因の一つとして推察される。 文化・芸術の振興については、一流の作品、音楽等に触れる機会を創出する「芸術鑑賞ツアー」、諸橋轍次記念館で実施している「漢字文化理解力検定」以外の美術展や音楽祭などの各種事業の参加者が微減となったものの、目標値に近い10,003人の参加者・来場者数であった。なお、来場者へのアンケートにおいて、約9割の方から、美術展の展示について「見やすい」、「まあまあ見やすい」、音楽祭について「大変良かった」、「良かった」という回答を得た。 スポーツの推進のうちトップレベルを体感する機会の創出については、三条市合併20周年を記念した宝くじスポーツフェア・ドリームバレーボールを、令和8年1月に開催した。日本代表としてオリンピック出場経験のある選手12名及び監督で構成されたドリームチームによる指導者クリニックやバレーボール教室、地元のチームと対戦するドリームゲームなどを行い、バレーボール関係者のみならず、1,500名を超える多くの市民がトップアスリートに身近に体感できた。 世代、性別、障がいの有無にかかわらずスポーツに親しめる機会の充実については、年齢や障がいの有無にかかわらず誰でも親しめるユニバーサルスポーツを体験できるユニバーサルスポーツフェスタを11月に社会福祉協議会、スポーツ協会、まちづくり会社など関係者と連携して開催し420名が参加した。当日は多くの方から様々なスポーツ体験をしてもらうため、体験ごとに押印するスタンプラリーや新企画として、フラインドサッカーの体験会を行った。当日の運営を多くの関係団体の協力により充実したスタッフ体制で実施することで、きめ細やかで丁寧な対応が可能となり、様々な種目を体験してもらうことができた。 なお、令和8年3月に策定した三条市スポーツ推進計画において「スポーツに親しむ機会の充実」を施策の柱として掲げ、本事業の重点的な取組を明確化させた。 幅広い活躍の場の創出について、ボランティア団体登録者数は1,077人となり、令和6年度末から減少し、目標値を下回った。三条市社会福祉協議会と連携した周知や参加促進に取り組んだものの、登録者数の増加には至らなかった。背景としては、既存登録者の高齢化や後継者不足により団体構成員の減少が継続していることに加え、活動に関する情報の届きにくさや参加機会との接点の限界があるものと考えられる。こうした状況から、登録者数は減少傾向の中で推移している。		
今後の方向性 (評価を受けての今後の取組、見込みなど)	生涯学習の推進について、講座のアンケート結果から、内容には一定の満足感を得られているものの、マンネリ化することのないようニーズを捉えた講座の実施に向けて適宜、見直しを行うとともに、市民に公民館講座や文化、芸術の振興についてのイベント等の情報を届けられるよう、旧来の紙ベースの公民館だよりと、近年のスマートフォン等の普及を捉えたSNSの配信を併用するなど様々な手法により周知に努める。 スポーツの推進のうちトップレベルを体感する機会の創出について、令和8年度は陸上競技においてトップアスリートを招聘しトークショーや教室を行い、多くの市民がトップアスリートを身近に体感できる取組を実施する。また、世界や国内で活躍したトップアスリートを招聘する場合、種目ごとにチームや選手の出演に係る費用に大きな違いがあり、交渉に支障をきたすことが課題である。質の高い事業を継続するためにも安定した財源の確保に努めていく。 世代、性別、障がいの有無にかかわらずスポーツに親しめる機会の充実については、ユニバーサルスポーツの体験を一過性のもので終わらせないために、「また参加したい」「自分で始めてみたい」といった自発的な行動につなげていくことにあわせて、これまで体験したことがない市民に体験してもらうことが重要である。令和8年度は、一層の集客を図るため、スポーツ協会や社会福祉協議会等の関係団体に加え、県スポーツ協会の協力を得てスポーツ体験キャラバンと同日開催することで体験内容の拡充を図りたい。 幅広い活躍の場の創出に向け、三条市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信や参加機会の提供を継続していく。ボランティアまつり等のイベントにおける周知や公共施設での情報発信を行うとともに、セカンドライフ応援ステーションと連携し、地域活動への参加につながる機会の案内を行う。また、SNS等も活用しながら、多様な関わり方があることを周知し、現状の取組を着実に継続していく。		

【成果指標と目標値】

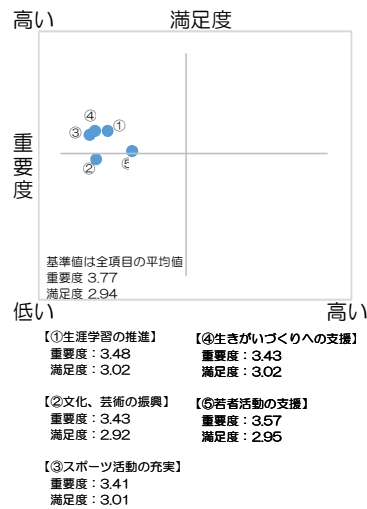
節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	生涯学習の推進	C	講師公募型講座の講座 テーマ数	循環型生涯学習を推進する取組の 成果を測るため、講師公募型講座の テーマ数を評価	47テーマ	56テーマ	59テーマ	64テーマ	61テーマ	70テーマ	53テーマ
			生涯学習講座の参加者 数（単年度）	生涯学習の裾野を広げられてい るかを測るため、生涯学習講座への参 加者数を評価	15,000人	15,800人	15,407人	16,600人	16,952人	17,400人	16,482人
2	文化、芸術の振興	B	文化振興事業の参加者 数（単年度）	文化、芸術を楽しむ裾野を広げら れているかを測るため、文化振興事 業の参加者数を評価	8,700人	9,100人	10,274人	9,600人	10,447人	10,100人	10,003人
3	スポーツの推進	A	トップアスリート体感 イベント参加者のう ち、初めてトップレ ベルの競技を直接観戦し た人数（累計）	スポーツを楽しむ裾野を広げられ ているかを測るため、市主催のイベ ントで、競技を問わず、初めてトッ プレベルのスポーツを直接観戦した 人数を評価	—	300人	1,100人	600人	1,100人	900人	1,952人
			ユニバーサルスポーツ イベントへの参加者数 （累計）	世代や性別、障がいの有無にかか わらずスポーツを楽しめているかを 測るため、市主催のユニバーサルス ポーツイベントへの参加者数を評価	120人	300人	390人	600人	890人	900人	1,310人
4	幅広い活躍の場の創出	C	ボランティア団体登録 者数（累計）	ボランティア活動の場が増加して いるかを測るため、市内のボラン ティア団体に所属している人数を評 価	1,132人	1,250人	1,112人	1,350人	1,112人	1,500人	1,077人

【重要度と満足度】

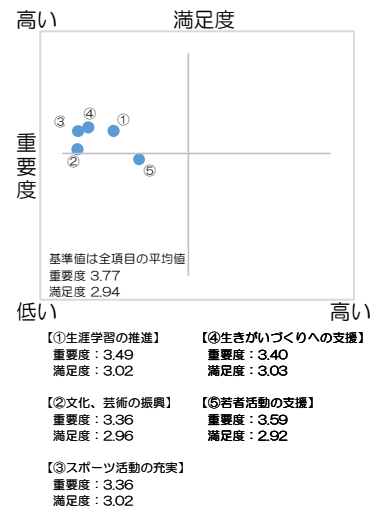
〔令和4年度〕



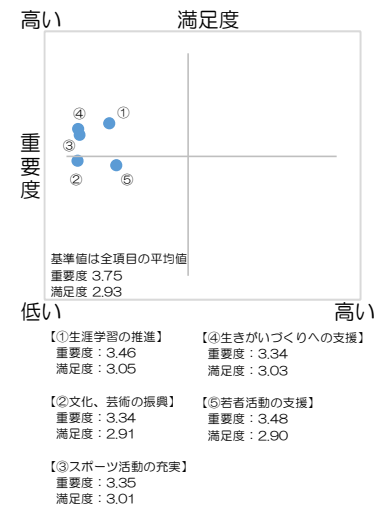
〔令和5年度〕



〔令和6年度〕



〔令和7年度〕



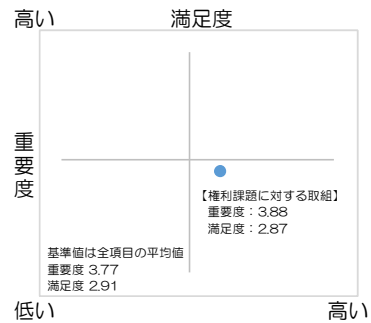
第4章	全ての人の尊厳を守るまちづくり	第1節	尊厳に対する感覚の深化
施策の基本方針	広く認知されているものの根絶に至っていない権利侵害について、その未然防止に向け、一層の理解促進のための啓発や教育に取り組みます。 これまで必ずしも十分に議論されず、広く認知されていない権利課題について、無知による差別や権利侵害を生まないうよう、正しい理解を深めるための取組を行います。		
想定される 主な取組	・“ツナガル”プロジェクトの推進　・性的マイノリティへの理解を深めるイベント等の実施　・ヤングケアラーに関する啓発		
令和7年度中に実施した主な取組	・“ツナガル”プロジェクトの推進（ともまち条例の周知啓発、共生社会推進企業(ツナガルカンパニー)の認証、ツナガルフォーラム開催） ・性的マイノリティへの理解を深めるイベント等の実施（FM放送での啓発活動）		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	既存の権利課題に対する感度の向上のうち“ツナガル”プロジェクトの推進について、広報さんじょうやSNS、燕三条エフエムを活用した周知活動を定期的に行うことに加え、学齢期からの障がいに対する理解を深められるよう、認知症サポーター養成講座と連動した小中学校でのともまち条例の周知を継続するとともに、高校生や専門学生、企業に対してもともまち条例の出前講座を実施した。高校生は、出前講座をきっかけに、市の障がい福祉施策に対する理解を深めるため、“ツナガル”フォーラムにボランティア従事やワークショップを出展するなど、具体的な行動につながった。（実績：小中学校…11校656人、高校…1校10人、専門学校1校80人、企業1か所100人、その他1か所25人） “ツナガル”フォーラムでは、全盲のピアニストと義足のダンサーによるトークセッションや市内の園児や学生、地域団体とのコラボレーション公演のほか、虹のマルシェや障がい児・者のアート作品を展示するなどコンテンツ強化を図り、集客に力を入れたことで、目標値に達し、来場者は過去最多となり、障がいのある人となない人の交流機会の創出及び障がいに対する偏見払拭に寄与した。 共生社会推進企業(ツナガルカンパニー)の認証制度について、これまでに、申請手続の見直し等を進めてきたが、令和7年度中の新たな認証事業所は20事業所（合計90事業所）と目標値を大きく下回った。働き掛けを行う中で、職員による個別の制度紹介が最も申請につながったことから、合理的配慮の取組事例を示しながら制度を周知していくに当たり、重点的に働き掛けを行う企業等の優先順位等の整理を行ったが、整理に時間を要してしまい、働き掛けを開始した時期が令和7年度下半期からとなったため、認証事業所を大幅に増やすことはできなかった。しかしながら、認証された事業所においては、共生社会推進企業(ツナガルカンパニー)の認証をきっかけに障がいに対する理解が深まり、障がい者の工賃アップに寄与する活動を展開したり、市の障がい福祉関係事業に快く協力していただくなど、行動変容につながったものと捉えている。 新たな権利課題に対する認知度の向上について、性的マイノリティの認知度は42.8%と目標値に達しなかった。本数値は、講座等におけるアンケート結果に加え、男女共同参画市民意識調査の結果を合わせて算出したものであり、調査対象の拡大により数値に変動が生じたものである。男女共同参画市民意識調査の結果は39.6%であり、前回調査（34.6%）と比較すると上昇していることから、市全体としての認知は一定程度進んでいるものと考えられる。これまでの認知度の上昇については、三条マルシェやオンラインアンケート等において、子育て世代を始めとした比較的若い世代からの回答が多く、かつ当該層における性的マイノリティへの認知度が高かったことが影響していると考えられる。一方で、今回の男女共同参画市民意識調査では、回答数の半数を60歳以上が占めており、年齢層の高い世代において男女共同参画に関する理解促進が十分に進んでいない傾向が見られたことから、認知度が相対的に低くなる結果となった。こうしたことから、調査対象の構成によって数値に差が生じる実態が確認された。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	既存の権利課題に対する感度の向上のうち、“ツナガル”プロジェクトの推進について、ともまち条例を多くの市民に認知してもらうため、引き続き、広報さんじょうやSNS等に加え出前講座や出張トークを活用し、周知啓発を継続する。 “ツナガル”フォーラムは、今年度以上に多様な関係団体と連携し、来場者の増加につなげるほか、障がい当事者のメッセージを発信するためのコンテンツを検討する。 共生社会推進企業(ツナガルカンパニー)の認証割合の目標値達成に向けては、一度のみの制度の紹介にとどまっているため、繰り返し個別に働き掛けを行うとともに、企業側からの視点も含めて認証にメリットを感じられるよう、様々なアプローチ策を検討するなど、引き続き企業の理解促進を図っていく。 新たな権利課題に対する認知度の向上について、既存の取組を基盤としながら、対象に応じた啓発の充実を図り、今回の男女共同参画市民意識調査を踏まえ、比較的年齢層の高い市民に対する理解を更に深めていく必要があることから、地域活動や講座等を通じた丁寧な周知を強化する。また、学校や企業等の基礎コミュニティにおける啓発を継続するとともに、FM放送やSNS等を活用した情報発信を組み合わせることで、認知度の向上につなげていく。あわせて、多様な層に対するアプローチにも注力していき、目標値に達することができるよう継続的な取組を進めていく。		

【成果指標と目標値】

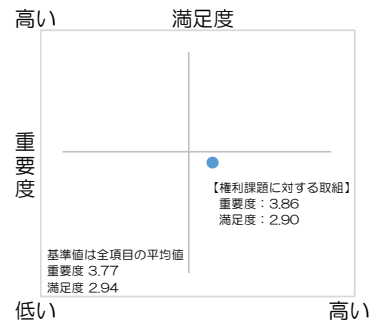
節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	既存の権利課題に対する感度の向上	C	“ツナガル” フォーラムの参加者数（単年度）	障がいを始めとする多様性への社会の受容度と寛容度を測るため、“ツナガル” フォーラムの参加者数を評価	750人	1,000人	800人	1,200人	1,200人	1,400人	1,400人
			共生社会推進企業の認証割合	障がいに関心した取組等を積極的に行う事業者が増加しているかを測るため、生活に身近な小売業の事業所及び医療施設における共生社会推進企業の認証割合を評価	—	10.0%	2.0%	20.0%	6.1%	30.0%	8.0%
2	新たな権利課題に対する認知度の向上	C	性的マイノリティの認知度	性的マイノリティに対する社会の理解度を測るため、アンケート調査により性的マイノリティの認知度を評価	34.6%	50.0%	62.3%	60.0%	76.8%	70.0%	42.8%

【重要度と満足度】

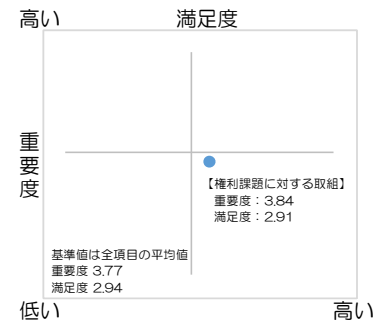
[令和4年度]



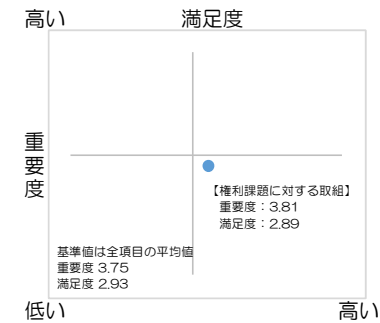
[令和5年度]



[令和6年度]



[令和7年度]



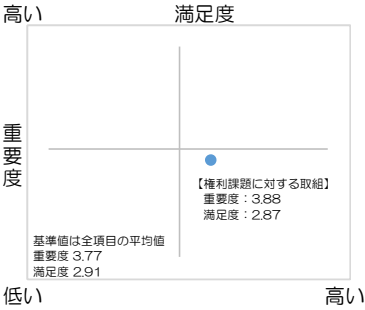
第4章	全ての人の尊厳を守るまちづくり	第2節	尊厳を守る体制の強化
施策の基本方針	尊厳を傷つけられた当事者が声を上げやすい環境を充実させるとともに、周囲による気付きの強化を図るなど、いじめや虐待などの権利侵害を早期に発見するための取組を推進します。子ども、障がい、高齢など様々な分野で増加し、困難化する権利侵害に対して、社会の変化に即した支援の充実に取り組みます。		
想定される主な取組	・子ども・若者総合サポートシステムの連携強化　・障がい者差別や虐待に関する相談機能の強化　・虐待等への気付きを高める福祉現場等への研修の実施 ・いじめ認知後の学校の組織的対応への指導と関係機関との連携への支援		
令和7年度中に実施した主な取組	・子ども・若者総合サポートシステムの連携強化　・障がい者差別や虐待に関する相談機能の強化（障がい者差別に関する新たな相談窓口の設置、当事者等との意見交換会の開催など） ・WEBQUアンケートの活用　・クラウドシステムを活用した情報連携の推進　・いじめ認知後の学校の組織的対応への指導と関係機関との連携への支援 ・相談支援ファイル「ばすのーと」の配布、活用　・後見人の確保（成年後見制度の推進基盤の強化）		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	学校におけるいじめの状況について、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和7年度のいじめ認知件数は、341件（速報値）と前年度と同程度の件数で、近年のいじめ認知件数は高止まり傾向にある。高止まりとなっている背景としては、いじめを早期発見し、早期対応するため、学校がいじめを積極的に認知する意識が高まっているため結果として件数が多くなっていると捉えている。そのため、件数としては高止まりしている状況にあるものの、弁護士への介入が必要となるなど深刻なケースに至るケースはここ数年発生していない。 また、WEBQUにおける学校生活満足群の割合は目標値に達しなかった。その要因として、児童生徒の社会性の低下、特別な配慮を要する児童生徒への対応、複雑な家庭環境への対応、若手教職員の増加など、多様かつ複合的な背景が影響していると分析している。 子ども・若者総合サポートシステムについては、令和7年度から新潟県弁護士会に困難案件についての相談支援業務を委託したことで、児童虐待に係る支援機関が参集するケース会議などにおいて弁護士から法的助言が得られるようになり、ケース支援に役立っている。また、ヤングケアラーの対応についても、県が実施する一斉調査の結果により疑いのあるケースを把握するとともに、既に支援が必要なケースは子ども・若者総合サポートシステムの虐待ケースとして対応を行っている。 社会の変化に即した支援の充実のうち、児童虐待管理の終結率については、複雑な問題を抱える家庭の増加や支援介入しても養育環境改善が図られないケースなど、継続的に支援を必要とする虐待リスクを抱えた家庭が増加していることから、弁護士等の助言の下、再発防止に重点をおき、より慎重に管理終結時期を見極めることとしたため、結果として低下している。今後も関係機関と連携しながら終結の判定を含め、個々に応じて丁寧に支援を行っていく必要がある。 障がい者虐待における虐待管理件数は、昨年度からの引継ぎが6件、今年度虐待管理を開始したものが5件の計11件であり、終結したケースは5件である。現在管理中の6件のうち、終結目前は2件である。残りの4件については、養護者や家庭において複合的な課題を抱えており、終結に向けての調整に時間を要している。いずれも次年度へ引継ぎとなっている。 障がい者差別や虐待に関する相談機能の強化について、差別と合理的配慮をテーマとした当事者及び地域の関係者との意見交換会を実施し、医療機関やスーパー等で遭遇した日常生活における困りごとや要望を集約し、JR東日本新潟支社に対し要望を行ったほか、スーパーに対するスローショッピングの提案や、医療機関への協力依頼に向けてヒアリングや調整を進めた。 後見人の確保（成年後見制度の推進基盤の強化）について、令和7年4月から社会福祉協議会に中核機関の一部機能を委託し、三条市成年後見支援センター事業を開始した。三条市成年後見支援センターでは、後見人確保に向けた取組のほか、成年後見制度に関する相談や市民・支援者への広報、研修の実施、親族後見人の支援などを行っており、令和7年度の市民や支援者からの相談件数は延べ352件と、近隣市町村の類似機能と比較し非常に多い相談実績となった。特に、ケアマネジャーといった支援する側の職員からは、複雑な成年後見制度について本人への説明を一緒に行ったり、同センターの助言が業務の助けになっていると評価をいただいており、適切な権利擁護の推進のためには、同センターを含む中核機関の体制維持確保が不可欠と改めて認識できた。また、後見人確保に向けて実施している権利擁護支援者養成研修は、昨年度と同様に基礎編（27人参加）・ステップアップ編（22人参加）を開催したことに加え、今年度は新たに過去に同研修を受講した方や親族後見人、日常生活自立支援事業支援員などを対象としたフォローアップ編（11人参加）を開催した。この研修を受講した方のうち、令和8年度は新たに3人が社会福祉協議会の法人後見支援員として活躍する予定であり、後見人の確保に向けて着実に歩を進めている。また、適切な後見人等の候補者の調整や支援策の検討を行うための受任調整会議について、令和7年度は19件の受任調整を行い、早期かつ適切な後見人等の選定を引き続き進めている。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	教育現場におけるいじめ・不登校などの早期発見、早期対応のための取組として、令和8年度からWEBQUに替わり、新たに学校生活アンケートを実施する。これまで年2回実施していたWEBQUに替わり毎月実施する学校生活アンケートを活用することで、児童生徒一人一人の小さな変化を日常的、継続的に把握できる仕組みを構築し、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりを整える。市立学校に対しては、管理職の指導の下、全校体制で定期的な分析を確実に実施し、改善策の検討や成果の共有を図ること、日常的な関わりや教育相談等を通じて教職員が児童生徒との信頼関係を構築し、一人一人が安心して過ごせる学級づくりに取り組むよう指導していく。 また、年間を通じて、いじめや不登校を生まない学校、学級経営の充実と重点を置き、研修を充実していく。特に4月から6月にかけては、学級を安心、安全な居場所とするための研修を重点的に実施し、教職員や児童生徒が互いに良好な人間関係を築くことができる学級づくりを推進していく。 子ども・若者総合サポートシステムについては、ヤングケアラーを含めて児童虐待を減らすために、健診時などにおいて子育ての不安や悩みを抱える保護者を早期に把握し、保護者に対して子育ての相談やアドバイスを行い虐待予防に努める。 社会の変化に即した支援の充実について、障がい者虐待における未終結のケースのうち複合的な課題を抱えたケースは、支援機関との情報共有・連携を密に行い、必要に応じて重層的支援体制と連携しながら終結につなげていく。また、障がい者虐待の早期発見・対応につながるよう、相談支援専門員及び障害福祉サービス事業所などの支援者に対し、虐待対応の流れについて理解を深め、虐待等への気付きを高めるための周知啓発等を行っていく。 障がい者差別や虐待に関する相談機能の強化について、当事者との意見交換を継続し、障がいのある方の「困りごと」を把握するとともに、日常生活に密接に関わるスーパーや医療機関に協力を依頼するための対話の機会を設けながら、障壁や偏見を解消するための働き掛けを行っていく。 後見人の確保（成年後見制度の推進基盤の強化）について、令和8年度においては、引き続き成年後見制度の推進基盤となる中核機関の機能充実に向けて、三条市成年後見支援センターの市民・支援者への周知及び各種セミナーなどの広報や相談事業を委託先の社会福祉協議会と共に実施するほか、後見人の確保に向けて、引き続き市民を対象とした権利擁護支援者養成研修の実施や、市内法人後見団体との意見交換会を通じた後見人の受け皿の把握、調整を進めていく。また、あわせて社会福祉協議会の法人後見事業に対する市の補助も行い、支援を必要とする人が確実に制度利用につながるよう、市として必要な取組を進めていく。		

【成果指標と目標値】

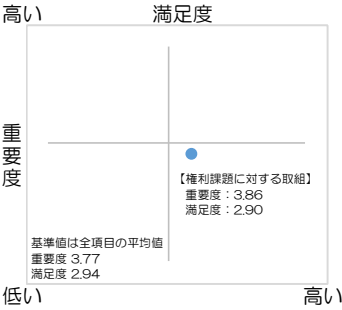
節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	早期発見のための取組の推進	C	Q-U（令和5年度からWEBQU）における学校生活満足群の割合（全学校平均）（再掲）	いじめを早期に発見する体制が整っているかを測るため、Q-U（令和5年度からWEBQU）における「学校生活満足群」に属する児童生徒の割合を評価	73.5%	74.0%	70.4%	75.0%	68.5%	76.0%	66.8%
2	社会の変化に即した支援の充実	C	児童虐待管理の終結率（単年度）	児童虐待に関する支援が充実しているかを測るため、児童虐待管理の終結率を評価	52.8%	60.0%	20.9%	60.0%	20.1%	60.0%	10.9%
			障がい者虐待管理の終結率（単年度）	障がい者虐待に関する支援が充実しているかを測るため、障がい者虐待管理の終結率を評価	80.0%	100.0%	50.0%	100.0%	25.0%	100.0%	45.5%

【重要度と満足度】

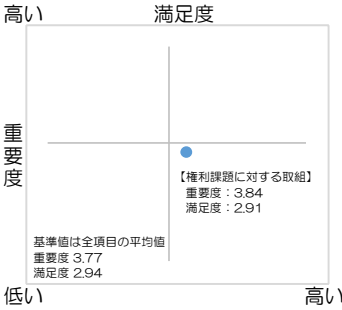
〔令和4年度〕



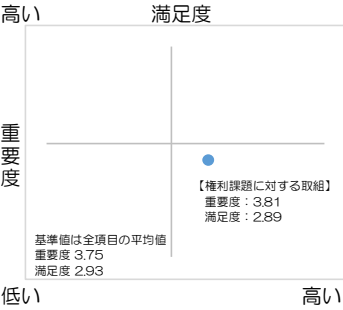
〔令和5年度〕



〔令和6年度〕



〔令和7年度〕

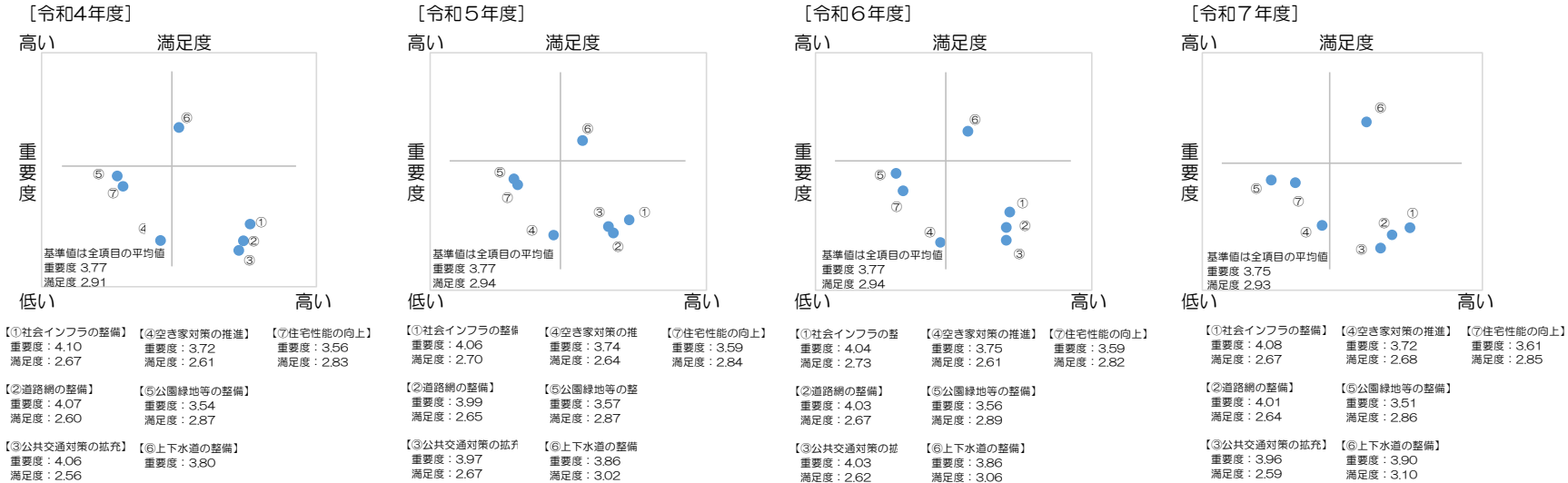


第5章	住み良い地域づくり	第1節	生活環境の整備
施策の基本方針	国道289号八十里越区間の開通に伴う福島県側からの流入の増加や済生会新潟県央基幹病院の開院に伴う救急搬送路としての各基幹道路の重要度の上昇といった今後の交通需要の変化を見込みながら、現在各所で発生している渋滞対策を含む移動の円滑化に向けた計画的な道路ネットワークの強化に国や県と連携して取り組みます。 移動の制約を受けやすい高齢者や学生に配慮した持続可能な公共交通体系を構築するため、利便性の向上や新規需要の獲得、運行の効率化などに取り組みます。 空き家の増加によって生活環境に著しい悪影響が及ばないよう、空き家を発生させないための取組や既に発生している空き家の積極的な利活用、解体に取り組みます。 少子化などの社会の変化に適応し、都市環境にもたらず公園や緑地の有益性が最大限に発揮されるよう、その今日的な在り方について検討し、機能や配置等の再構築に取り組みます。 日常生活に欠かせない良質な水を安定的に供給するため、水源の確保と保全、計画的な水道施設の更新などに取り組みます。また、良好な水環境を保全するため、汚水処理施設を適切に管理するとともに、公共下水道及び農業集落排水施設への接続率の向上などに取り組みます。 健康的な暮らしを支え、生活の質を大きく左右する住まいの快適さを高めるため、断熱性能の向上やバリアフリー化などの居住環境の充実に取り組みます。		
想定される主な取組	・国道289号バイパス及び八十里越区間の整備促進 ・新保裏館線（仮称）北工区の整備の検討 ・AIを活用した効率的な配車システムの導入の検討 ・空き家バンク制度の拡充 ・緑化推進に係る啓発イベントの開催 ・計画的な水道管路等の更新、耐震化の推進 ・住宅の断熱性能の向上に対する補助		
令和7年度中に実施した主な取組	・AIを活用した効率的な配車システムの運用 ・空き家バンク制度の運用 ・空き家の発生抑制、活用推進セミナー等の実施 ・空き家の改修や解体に対する補助		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	道路ネットワークの強化については、都市計画道路田島曲刈線の開通に向けて事業を進めてきたが、国庫補助金配分が少なかったため、当初目標としていた令和7年度完了が先送りとなった。また、新保裏館線北工区については、調査及び測量を予定どおり実施できた。 公共交通の持続可能性の確保については、令和5年10月から市街地エリアにおいてAIオンデマンド交通を導入しているが、これまで利用者数が伸び悩み、制度の周知不足が課題となっていた。令和6年度から各公民館で利用相談会や三条マルシェなどのイベント開催時に予約方法の説明や無料乗車体験等を実施するなどの啓発活動を強化したところ、徐々に制度の周知が効果を現したことから、一日当たり利用者数は導入年度の令和5年度（令和5年10月～令和6年3月）に67人程度であったものが、令和7年度は100人程度となり、大幅に増加している。 一方、市街地以外で運行するデマンド交通ひめさゆりは、市街地エリア内で一律の料金で利用できるAIオンデマンドとは違い、距離に応じて料金が上がる仕組みのため、昨今の物価高や令和7年10月からの料金値上げに伴う乗り控えで減少傾向にある。 デマンド交通全体の利用者数としては、54,280人となり、目標値の80,000人を大きく下回っている。要因としては、新型コロナウイルス感染症禍における人々の生活様式の変化や上記の物価高等による減少理由に加え、一回のデマンド交通の利用で通院や買い物など複数の用事をまとめて済ませるといった効率的な利用が進んだことのほか、人口減少が影響しているものと捉えている。他方で、AI導入による運行の効率化により、各交通事業者の運転手不足の状況下におけるサービスの持続性確保に一定の効果があったものと捉えている。 空き家対策の推進について、空き家の流通等件数は、令和7年度で162件となっており、目標値を大幅に超えている。また、成約件数についても令和6年度の48件から72件と増加した。令和6年度から（一社）燕三条空き家活用プロジェクトに一部業務（現地調査、内見対応、情報発信）を委託するとともに、啓発チラシを作成し市内店舗や施設に配布したほか、自治会の協力の下で把握した空き家と推察される家屋の所有者に空き家バンクの登録を促す通知を送付した。さらに、令和7年度からは同プロジェクトへの委託業務を拡大し、空き家相談窓口の運営、セミナー・イベントの開催、解体費補助金に申込のあった物件の事前調査についても委託している。空き家対策に関する専門的な知識や技術を持つ専門家が取り組むことで、より効果的な対策が可能となっていることや、これまでの地道な周知活動や相談対応などが実績に結びついているものと考ええる。 公園、緑地等の整備については、遊具の更新・修繕や撤去を着実に進めてきたが、限られた予算に対し、更新費用の高騰等のため目標値を下回った。 上下水道の整備については、水道管路の耐震化率では、更新費用の高騰や国や県との調整に時間を要したことなどから進捗が遅れ目標値に達しなかった。また、下水道の接続率については、既に下水道に接続している人口が減少するものの、おおむね目標値を達成した。 居住環境の充実にについては、既存住宅の断熱性能の向上に対する補助件数が75件と目標値に達しなかった。要因としては、当補助事業を創設した令和4年度において想定件数の見通しが立てにくかったため目標値の設定が過大であったことに加え、国の補助金との併用ができず一定数が国の補助金に流れていることが考えられる。国の場合は、規定数量以上の断熱材の使用が条件であり建物の広範囲にわたって使用しなければならないが、市の場合は居間や寝室のみといった部分的な使用でも補助が可能であり、そうした市の補助金を利用するメリットについて十分に周知されていないことが課題である。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	道路ネットワークの強化については、引き続き国土交通省、新潟県との連絡調整を密にするとともに、国の補正予算の活用を図りながら、進捗の遅れが最小限に留められるよう取り組む。 公共交通の持続可能性の確保については、デマンド交通の利用者数の伸び悩みや行政負担の増加のほか、バス路線の廃止や減便、交通事業者の運転手不足など、様々な課題がある中、デマンド交通の更なる見直しや既存公共交通システムの代替手段の検討など、効率的かつ持続可能な公共交通の在り方について更に検討を進める。 空き家対策の推進については、空き家の流通等件数は、目標値の倍以上の成果を上げたところであるが、令和7年度から実施している空き家相談窓口の一元化などの取組を始め事業を拡充させていく中で、空き家を発生させないための取組や空き家の利活用のほか、必要に応じて解体に取り組む。 公園、緑地等の整備については、引き続き遊具の点検等を行いながら、可能な限り適正な維持管理に努めていく。 上下水道の整備については、水道事業を取り巻く現状を踏まえた上で、今後の施策や財政計画等を示した新たな三条市水道事業ビジョンを令和8年3月に策定した。今後は本ビジョンに基づき、水道管路の耐震化を推進していく。また、下水道については、引き続き既存の支援制度の周知に努めながら、接続率の向上に努める。 居住環境の充実にについては、目標値を予算の予定件数である100件に再設定し、市の補助金を利用するメリットを含め補助制度の周知に努める。なお、断熱性能の更なる向上や省エネ対策を目的とした制度の拡充については、地球温暖化対策として様々な取組を推進していく中で検討する必要がある。		

【成果指標と目標値】

節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	道路ネットワークの強化	B	都市計画道路の供用開始区間の割合	交通の円滑化に向けた取組の進捗を測るため、都市計画道路における計画期間内の整備予定区間の供用開始区間の割合を評価	0%	85.7%	85.7%	85.7%	85.7%	100%	85.7%
2	公共交通の持続可能性の確保	C	デマンド交通利用者数 (単年度)	デマンド交通の利便性向上と事業者の持続可能性向上が両立できているかを測るため、デマンド交通利用者数を評価	58,218人	76,000人	56,920人	78,000人	56,354人	80,000人	54,280人
3	空き家対策の推進	A	空き家の流通等件数 (単年度)	空き家率の上昇抑制のための取組の成果を測るため、空き家バンクへの登録、除却、市の事業等での活用件数を評価	56件	62件	116件	68件	150件	74件	162件
4	公園、緑地等の整備	C	都市公園における健全度判定C及びDの施設数	都市公園の有益性が保たれているかを測るため、施設の更新状況等を評価	37基	29基	24基	21基	18基	7基	18基
5	上下水道の整備	B	水道管路の耐震化率	安定供給のための施設等が整っているかを測るため、管路の耐震化率を評価	10.6%	13.0%	11.8%	13.8%	12.0%	14.7%	12.5%
			公共下水道及び農業集落排水施設接続率	水環境の保全や下水道事業の収益が確保されているかを測るため、公共下水道及び農業集落排水施設の接続率を評価	69.2%	70.4%	71.3%	71.3%	71.6%	72.2%	72.7%
6	居住環境の充実	C	すまい快適断熱リフォーム補助金の補助件数 (単年度)	良好な居住環境が整っているかを測るため、すまい快適断熱リフォーム補助金の年間補助件数を評価	65件	150件	82件	150件	86件	150件	75件

【重要度と満足度】



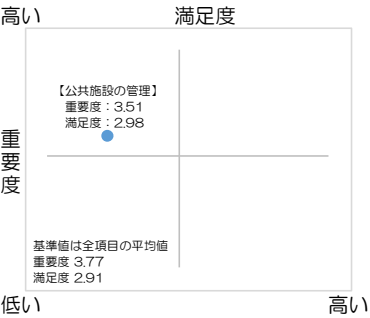
第5章	住み良い地域づくり	第2節	社会資本の適切な管理
施策の基本方針	少子高齢化、人口減少を始めとする様々な社会情勢や地域環境の変化、今日の市民ニーズなどに対応した施設の規模や機能の見直しなどにより公共施設の最適化を進めます。 施設の状態を定期的に点検、診断し、異常が認められる場合には致命的な欠陥が生じる前に補修や補強といった対策を速やかに講じることでライフサイクルコストの縮減を図る予防保全により施設の長寿命化に取り組みます。 市民生活を支える社会インフラを将来にわたって健全に維持するため、道路等に係る包括的維持管理業務委託の対象地域等の拡大に取り組むとともに、その直接の担い手である建設技術者の育成支援等に取り組みます。また、公共施設の効果的、効率的な維持管理を実現する新たな方策の導入を検討します。		
想定される主な取組	- 施設規模の見直しや廃止に関する検討 - 長寿命化計画の見直し - 包括的維持管理業務委託の委託内容や適用地域の拡大 - 建設技術者の資格取得に対する補助 - 公共施設包括管理業務委託の導入検討		
令和7年度中に実施した主な取組	- 公共施設再配置計画で廃止、譲渡等に位置付けたものの、関係者との調整が付かない状態となっている14施設における今後の計画を作成 - 各所管課で公共施設の状況を把握し、適正な修繕を実施 - 各施設の所管課等において、必要に応じて今後の施設の在り方を検討 - 建設技術者の資格取得に対する補助		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	公共施設の最適化については、公共施設再配置計画で廃止等に位置付けたものの、関係者との調整が付かない状態となっている14施設を対象とし、各所管課において、廃止等に向けたスケジュールを作成した。スケジュールの作成に当たっては、各施設機能移転の検討、利用者等利害関係者との調整、廃止等の合意形成のプロセス、関係者への説明、周知等の視点から、廃止等に向けた具体的な実施項目等を整理した。 公園、緑地等の整備については、遊具の更新・修繕や撤去を着実に進めてきたが、限られた予算に対し、更新費用の高騰等のため目標値を下回った。 長寿命化の推進のうち、一定期間使用不能となる修繕が発生した施設はなかった。これまでと同様に、各所管課で公共施設の状況を把握し、適正な予防保全を実施することで、市民等利用者が施設を日々使用できるよう維持管理を行っていく。 舗装修繕については、国庫補助金配分が少なかったため修繕着手率が予定を下回った。橋梁修繕については、計画どおり進捗し、目標を達成した。 維持管理体制の整備における道路等に係る包括的維持管理業務については、受託事業者において、事務の効率化や体制の見直しにより、目標値を上回った。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	公共施設の最適化については、作成したスケジュールを基に、各所管課において廃止等に向けた検討や調整を進めていく。 公園、緑地等の整備については、引き続き遊具の点検等を行いながら、可能な限り適正な維持管理に努めていく。 長寿命化に関しては、予防等修繕について、引き続き、各所管課への通知等による意識付けを図り、各所管課で適正に維持管理されるよう推進していく。 舗装修繕や橋梁修繕については、引き続き国に対して予算要望を行うことで、修繕計画が着実に進められるよう努める。また、道路舗装の個別施設修繕計画や橋梁の長寿命化修繕計画に基づき事業の進捗管理をすると共に適宜計画を見直し、施設の長寿命化に努めていく。 維持管理体制の整備における道路等に係る包括的維持管理業務については、既に全市域に展開していることから、今後はDXによる業務の効率化と高度化を推進する。		

【成果指標と目標値】

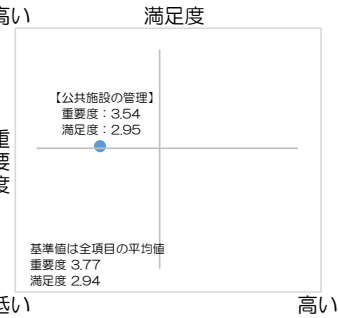
節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	公共施設の最適化	C	維持管理費の試算に着手する施設の割合	需要に応じた適切な施設配置であるかを測るため、今後の在り方の検討が必要となる施設の長期的な維持管理費の試算の着手率を評価	0% (R5年度)	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			都市公園における健全度判定C及びDの施設数（再掲）	都市公園の有益性が保たれているかを測るため、施設の更新状況等を評価	37基	29基	24基	21基	18基	7基	18基
2	長寿命化の推進	A	一定期間使用不能となる修繕が発生した施設数	公共施設の予防保全が適切に実施できているかを測るため、公共施設再配置計画において維持継続と位置付けた施設のうち、年度当初に予定していなかった突発修繕が発生したことにより、一定期間使用不能となった施設の数进行评估	0施設 (R5年度)	—	—	0施設	1施設	0施設	0施設
			舗装修繕が必要な路線の修繕着手率	道路の健全度を測るため、路面の損傷度を調査し、修繕が必要と判定された路線の修繕着手率を評価	36.7% (R5年度)	—	—	67.1%	65.8%	79.7%	78.5%
			早期に措置を講じる必要がある橋梁の修繕着手率	橋梁の安全度を測るため、健全度がレベルⅢと判定された橋梁の修繕着手率を評価	22.0%	25.0%	24.0%	50.0%	51.0%	75.0%	76.7%
3	維持管理体制の整備	A	道路等の維持管理に関する要望等の対応率	道路等の維持管理が適切に実施できているかを測るため、包括的維持管理業務導入地域における地域要望等への対応率を評価 (現状値は、過去数年の平均値)	89.5%	91.5%	90.6%	91.5%	88.5%	91.5%	95.7%

【重要度と満足度】

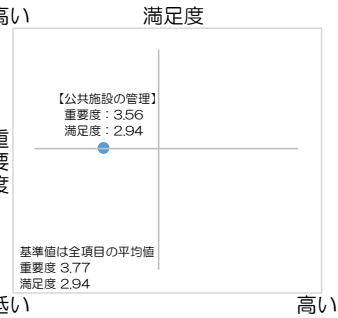
〔令和4年度〕



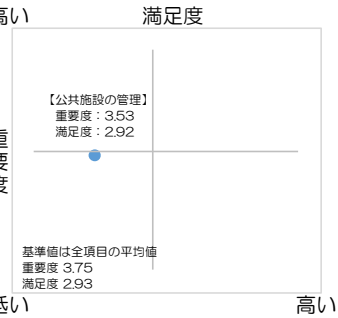
〔令和5年度〕



〔令和6年度〕



〔令和7年度〕



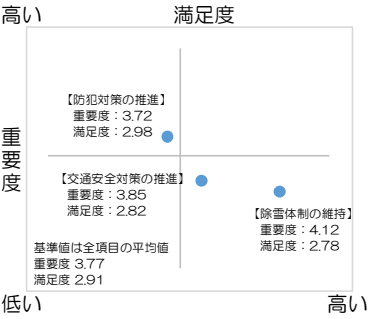
第5章	住み良い地域づくり	第3節	安全、安心の確保
施策の基本方針	市民の防犯に対する知識や意識を高める情報発信などに取り組むとともに、通学路や公園などにおける子どもを狙った犯罪の発生を未然に防ぐための対策に取り組みます。また、関係機関との連携の下、犯罪の被害者等を支える地域社会の形成に取り組みます。 交通安全教室や各種の啓発活動に関係団体と連携して取り組みます。また、交通事故が発生しにくい道路環境を整備するため、通学路の合同点検や必要な安全対策の実施に取り組みます。さらに、公共交通の利便性の向上など、高齢者が運転免許を返納しやすい環境づくりを進めます。 除雪体制を維持するため、除雪業務に係る事業者負担の軽減とその主な担い手である建設業者の経営の安定化に取り組みます。また、新たな除雪業者の確保に向けて、参入に当たっての障壁を下げる取組を進めるとともに、建設技術者の育成支援に取り組みます。		
想定される主な取組	・広報や防犯メール等による啓発活動の強化 ・通学路等への防犯カメラの設置 ・交通安全教室の実施 ・通学路合同点検の実施 ・除雪機械の貸与 ・建設技術者の資格取得に対する補助		
令和7年度中に実施した主な取組	・広報や防犯メール等による啓発活動の強化 ・通学路等に設置した防犯カメラの維持管理 ・交通安全教室の実施 ・通学路合同点検の実施 ・信号機の設置や規制線の劣化防止等の要請 ・除雪機械の貸与 ・建設技術者の資格取得に対する補助		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	防犯対策の推進については、不審者事案が発生した際の防犯メール等による注意喚起、三条市防犯協会・三条警察署と連携した防犯に関する啓発イベントなどの実施などにより、市民の安全・安心の確保や周知活動に努めたところであるが、令和7年度の不審者事案発生件数は11件となり、目標値に達しなかった。しかし、不審者事案発生件数の増加は、学校及び児童生徒において、些細なことでも気になったことがあれば直ちに通報し、注意喚起を促すという防犯意識の向上の現れとも捉えている。 交通安全対策の推進については、三条警察署・三条市交通安全協会と連携した交通安全運動を実施するとともに、児童生徒や高齢者など事故に遭う可能性の高い世代に、交通安全指導員による交通安全教室を実施し、交通安全意識の醸成に資する活動を行っている。くわえて、市内各所において道路の規制線の引き直し、信号機の設置など、必要な交通安全設備の整備に関係機関に要請してきた。これらの取組を進めてきたが、令和7年度における市内の交通事故発生件数に占める高齢者の事故の割合は43.5%で目標値には達しなかった。認知機能や身体能力の低下が見られるようになっても運転を継続する高齢者が一定数おり、高齢者による事故件数が依然として多い。他方で、高齢者の事故の割合は策定時から年々減少しており、高齢者の事故件数で見ても令和7年度は74件で、策定時の87件と比較して減少している。 除雪体制の維持については、受託事業者数は前年度と同数程度を確保した中で適切な担当路線の設定や、市のリース除雪機械貸し出しによる台数増や大型化等による作業効率の向上を図った。くわえて、資格取得に対する補助を実施し、大型特殊自動車の資格取得を5人が活用するなど効果的な利用が図られている。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	防犯対策の推進については、登下校時の子どもを狙った犯罪を抑止するため、令和4年度から令和6年度まで通学路に設置した防犯カメラの維持管理を適切に行いながら、引き続き防犯メールやSNS等による注意喚起を行なっていく。くわえて、不審者情報が直ちに市民と関係機関で共有される環境づくりに取り組むとともに、職員による青色回転灯パトロールや地域の防犯ボランティアによる登下校時の見守りを通じて、不審者事案の抑止に努めていく。 交通安全対策の推進については、児童生徒や高齢者のみならず、全体の事故件数を減少させることが肝要であり、引き続き自動車運転時の交通マナーや交通安全に関する意識啓発を実施していく。また、高齢者が自ら運転する必要のない環境整備も念頭に置きながら、公共交通全体の在り方を検討することにより、免許返納を促し、高齢者による事故割合の減少に努めていく。 除雪体制の維持に向け受託事業者の負担軽減を図るため、引続き効率的な担当路線の設定、積雪深センター・カメラの設置、ワンオペ作業導入等の省力化及び除雪機械の貸与のほか、資格取得支援などに取り組み、新規の除雪業者が参入しやすい環境づくりを進める。		

【成果指標と目標値】

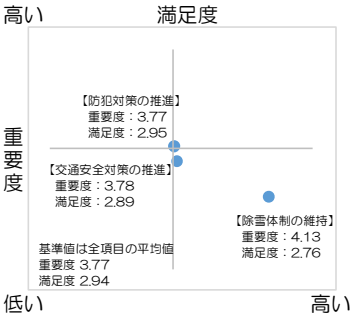
節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	防犯対策の推進	C	市内の不審者事案発生件数	不審者事案の抑制に対する取組の効果を測るため、不審者事案の発生件数を評価	11件	9件	5件	7件	11件	5件	11件
2	交通安全対策の推進	C	市内の交通事故発生件数に占める高齢者の事故の割合	高齢者の交通事故を減らす取組の成果を測るため、交通事故発生件数に占める高齢者が加害者又は被害者となった事故の割合を評価	45.7%	43.0%	51.9%	41.0%	44.4%	39.0%	43.5%
3	除雪体制の維持	A	車道除雪の除雪車1台当たりの除雪延長	迅速な除雪作業体制が整っているかを測るため、除雪車1台当たりの除雪延長を評価	3.72km	3.69km	3.59km	3.66km	3.19km	3.63km	3.21km

【重要度と満足度】

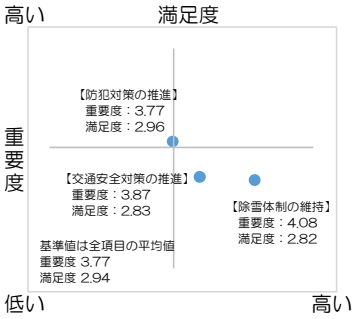
〔令和4年度〕



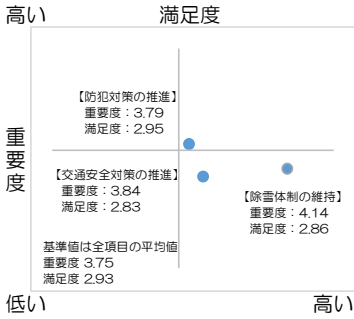
〔令和5年度〕



〔令和6年度〕



〔令和7年度〕



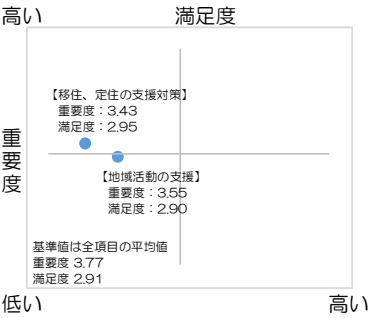
第5章	住み良い地域づくり	第4節	地域の維持、活性化
施策の基本方針	地域への愛着を醸成し、自発的、積極的な関わりを促すことで、地域活動が持続可能なものとなるよう取り組みます。 社会情勢の変化や三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校の開校、済生会新潟県中央基幹病院の開院といった就学や就職に関する大きな環境の変化を積極的に生かした移住、定住の促進に取り組めます。 既存の担い手と新たな担い手が交流できる場の形成、コミュニティにおける外部人材の受入れ環境整備などを通じ、主体的に活動する人材の増加を図ります。		
想定される主な取組	・自治会、コミュニティ活動の支援 ・拠点を活用した人の流れを生む取組の実施 ・移住総合窓口の充実 ・移住に係る経済的負担等の軽減 ・学生と地域の交流の場の形成 ・地域おこし協力隊等を活用した起業家の誘致		
令和7年度中に実施した主な取組	・自治会、コミュニティ活動の支援 ・移住総合窓口の充実 ・体験メニューの充実 ・地域の魅力や移住に係る情報発信の強化 ・移住に係る経済的負担等の軽減 ・市立大学生等の定住促進に向けた取組の実施 ・コミュニティ支援交付金による新たな活動の支援、促進 ・まちづくり講座の開催 ・地域おこし協力隊等を活用した起業家の誘致		
評価 (評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など)	地域活動の維持、活性化について、地域おこし協力隊による自治会等の活動主体の後押しや活動支援を強化したことにより、活動に新たに組み込んだ自治会等の団体数が想定以上に増加し目標値に達した。くわえて、両者の関係性が深まったことにより、自治会等から地域おこし協力隊に協力してほしいなどと声を掛けられることも増え、新たな活動を実施する基盤がより確固となりつつあると捉えている。 移住・定住の促進については、令和6年度と比較して、移住支援制度を利用して移住した人数は約1.2倍となり既に目標を達成しているが、各自治体の取組が進む中で競争環境が高まっており、新たな流入のきっかけの創出が必要である。 地域の担い手確保については、移住促進住宅の整備や地域おこし協力隊の定住促進に取り組んだことにより、目標値を上回った。		
今後の方向性 (評価を受けての今後の取組、見込みなど)	地域活動の維持、活性化について、引き続き、地域おこし協力隊による自治会等の活動の後押しを継続していく中で、対象地域の偏りなどが目立つ場合には支援団体を通じて働き掛け、広い地域において後押しの支援ができるよう進めていく。 移住・定住の促進及び地域の担い手の確保については、住宅取得支援の強化として新たに移住家族住まいづくり補助金を創設したほか、民間事業者等による下田地域の賃貸物件整備を支援する民間移住促進住宅整備補助金を新設した。今後の取組としては、移住に関心を持つ顕在層に加え、地方での暮らしや地方との関わりに関心を持つ潜在層に対する情報発信と直接的なアプローチを強化するなど、新たな流入のきっかけを創出するとともに、三条市への現地体験参加の促進を強化することで、更なる当市の認知拡大と移住促進を図っていく。		

【成果指標と目標値】

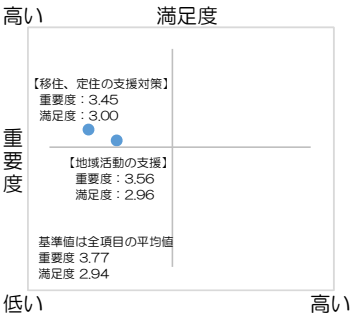
節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	地域活動の維持、活性化	A	自治会等において、新たに主体的な活動を行った団体数（累計）	地域活動の活発さを測るため、地域課題の解決に資する活動に新たに取り組んだ自治会等の団体数を評価	—	40団体	69団体	80団体	168団体	120団体	239団体
2	移住、定住の促進	A	就労相談等、各種アプローチによる移住者数（累計）	各種の移住施策の成果を測るため、就労相談等の各種アプローチによる移住者数を評価	70人	230人	252人	360人	459人	490人	699人
3	地域の担い手の確保	A	就労相談等、各種アプローチによる下田地域への移住者数（累計）	人口減少が著しい下田地域への移住施策の成果を測るため、就労相談等の各種アプローチによる下田地域への移住者数を評価	0人	16人	36人	32人	58人	49人	75人

【重要度と満足度】

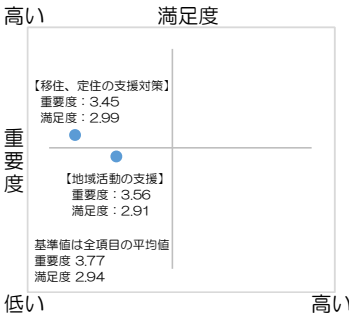
〔令和4年度〕



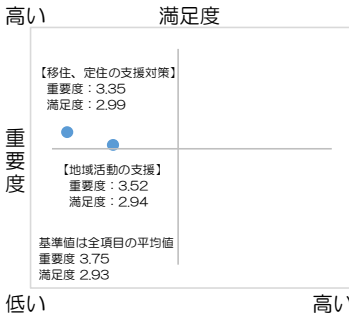
〔令和5年度〕



〔令和6年度〕



〔令和7年度〕



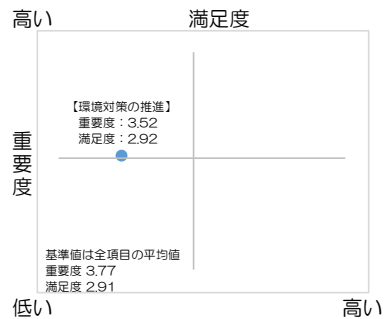
第5章	住み良い地域づくり	第5節	自然環境の保全
施策の基本方針	温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることを旨とするカーボンニュートラルの実現に向けて、市民、事業者、民間団体、市、それぞれの立場での取組を推進します。地球温暖化の緩和に対する機能を始めとする、森林がもつ多面的な機能を持続的に発揮できるよう、森林の適切な整備を行うとともに、森林資源の有効活用を図ります。私たちを取り巻く様々な自然環境について知るとともに、日常生活や事業活動が環境に与える影響を理解し、市民、事業者、民間団体、市が一体となってそれぞれの立場から自然環境の保全に努めるよう取組を進めます。		
想定される主な取組	・公共施設における再生可能エネルギーの利用の拡大 ・J-クレジット制度の推進 ・木質バイオマスの利活用の推進 ・エコクラス認定制度の実施		
令和7年度中に実施した主な取組	・公共施設における再生可能エネルギーの利用の拡大 ・企業の脱炭素経営の支援 ・森林経営計画の推進 ・森林の整備等 ・木質バイオマスの利活用の推進 ・エコクラス認定制度の実施		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	脱炭素社会の推進については、公共施設における再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、令和8年2月から新たに島田会館において三条保内発電所で発電された電力の利用を開始したことにより18施設となり、公共施設における再生可能エネルギー利用施設数は、令和7年度の目標値に達した。また、企業の脱炭素経営の支援では、市の支援策を活用し、20社の企業が温室効果ガスの排出量の把握、削減に取り組んだ。SBT認証については、令和7年度は、新たに温室効果ガスの把握・削減に取り組む企業が増えたことや、認証取得費用の高騰に伴い1社当たりの補助上限額を増額したことで7社が補助金を活用してSBT認証を取得することができたものの、令和6年度時点で想定した企業数には達しなかった。要因としては、依然として地域の企業に脱炭素経営の意識が浸透していないことや、昨今の物価高騰に伴い認証取得費用が大幅に高騰し、取得を躊躇してしまうこと、更には、元請企業からの認証取得要求などが高まっているケースがあり、認証取得に動いていない状況にあることと捉えている。 森林環境の保全では、令和7年4月に三条第二地区（長嶺地内）と小長沢地区で新たな森林経営計画が認定されたため目標値を上回る実績値となった。植林についても荒沢、鹿熊地内において計画通り植林を行ったため、植林面積の目標を達成した。 環境行政の推進については、市立小中学校にエコクラス認定制度の周知を行ったほか、教育委員会主催の「環境教育研修会」を通じて、教諭にエコクラスを活用した環境学習の取組事例を紹介したところ、今年度から新たにに取り組む学校があり、昨年度よりエコクラス数が増加したものの、児童数の減少による学級数の減少や複式学級化及び総合学習におけるカリキュラム内容の変更を理由に実施を見送った学校があったことから、目標値を大きく下回った。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	脱炭素社会の推進については、脱炭素に向けた市民の意識醸成のため、市が積極的に再生可能エネルギーを活用していることを周知することが重要であることから、引き続き、公共施設における再生可能エネルギー導入施設の拡大を図る。また、引き続き地域企業に脱炭素経営の意識が浸透するよう努めるほか、温室効果ガスの排出量の把握等に取り組んだ企業を始めとする既に脱炭素経営を一定程度意識している企業の取組を更に促すため、SBT認証の取得に係る支援を充実させ、その活用等を促していく。 森林環境の保全では、引き続き、森林経営計画の策定促進や民有林造林事業補助金による支援を通じ取組を推進するほか、下田地域で計画的に植林を行い、自然と人間が共存する緑豊かな地域の維持に努める。 環境行政の推進については、引き続き市立小中学校にエコクラス認定制度の周知を続けるとともに、エコクラス認定の多くは小学校の学級単位であるが、委員会活動の一環で認定を受けることも可能であることから、クラス単位に限らない申込みを呼び掛けることで小中学校での事業活用を推進し、市民の環境保全意識の醸成を図っていく。		

【成果指標と目標値】

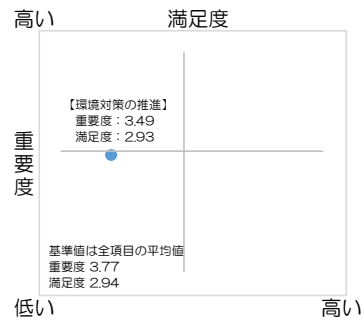
節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	脱炭素社会の推進	C	公共施設における再生可能エネルギー利用施設数	脱炭素へ向けた市民の行動変容につながる市の率先した取組の状況を測るため、公共施設における再生可能エネルギー利用施設数を評価	16施設 (R5年度)	—	—	17施設	17施設	18施設	18施設
			中小企業版SBT認証取得企業数（累計）	脱炭素社会の実現に向けた企業の取組状況を測るため、市の補助制度により中小企業版SBT認証を取得した企業数を評価	— (R5年度)	—	—	10社	0社	20社	7社
2	森林環境の保全	A	森林経営計画策定面積（累計）（再掲）	効率的な林業施業の見通しを測るため、一体的なまとまりのある森林の施業及び保護の計画である森林経営計画の策定面積を評価	772.4ha	783.0ha	946.5ha	1,050.0ha	1,146.2ha	1,150.0ha	1,247.9ha
			植林面積（累計）	自然と人間が共存する緑豊かな魅力ある地域の維持状況を測るため、下田地域の植林面積を評価	56a (R5年度)	—	—	62a	62a	68a	68a
3	環境行政の推進	C	エコクラス認定数（単年度）	環境保全に対する市民の意識を測るため、小中学校で環境にやさしい活動に取り組んだエコクラスの認定数を評価	37クラス	38クラス	28クラス	39クラス	17クラス	40クラス	18クラス

【重要度と満足度】

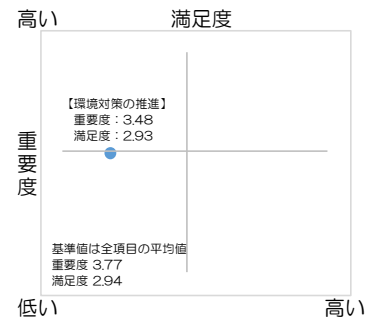
〔令和4年度〕



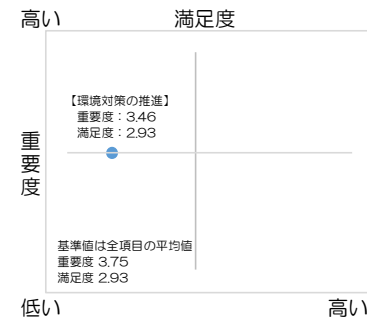
〔令和5年度〕



〔令和6年度〕



〔令和7年度〕



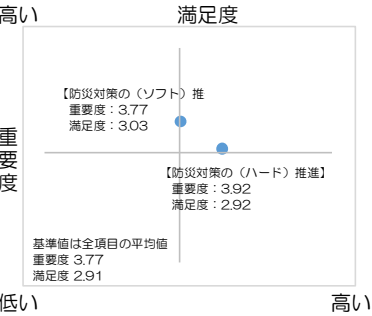
第6章	災害に強いまちづくり	第1節	災害に強い社会資本等の整備
施策の基本方針	内水による家屋の浸水被害や道路の冠水被害の軽減を図り、市民の生命と財産を守る安全で安心な環境の整備に取り組みます。 私たちの生活を支える様々な社会資本の耐震化を計画的に推進するとともに、老朽化や利用状況などを踏まえて公共施設等の耐震改修の在り方を検討するほか、耐震性の確保された住宅の普及を促進し、突然発生する地震から安全を確保できる生活環境の形成に取り組みます。		
想定される主な取組	・公共下水道事業の推進 ・宅地化等の状況変化に対応した内水対策の推進 ・木造住宅の耐震診断、耐震改修補助の実施 ・住宅の更なる耐震化に向けた検討		
令和7年度中に実施した主な取組	・公共下水道事業の推進 ・宅地化等の状況変化に対応した内水対策の推進 ・木造住宅耐震診断費補助事業及び木造住宅耐震改修費等補助事業の実施 ・住宅の更なる耐震化に向けた検討		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	水害対策の充実については、興野第1雨水調整池は令和7年8月に完成した。一方、西大崎雨水調整池は、湧水処理に時間を要し進捗が遅れている。また、下坂井雨水調整池については、耐震基準の見直しがあり、それを踏まえた設計を進めることから進捗が遅れている。大雨時の浸水被害が想定される地域の浸水対策については、現地調査を基に対策手法、事業費及び効果等を検討、一部対策工事を実施した。 地震対策の充実について、水道管路の耐震化率では、更新費用の高騰や国や県との調整に時間を要したことなどから進捗が遅れ目標値に達しなかった。 木造住宅耐震改修費補助事業については、改修補助の件数が2件だったが、就寝時等の地震に対する安全確保に一定の効果がある耐震シェルター設置補助の件数が1件あり、おおむね目標値を達成した。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	水害対策の充実については、西大崎雨水調整池は、令和8年度完了を目標とするとともに、下坂井雨水調整池は令和10年度の完成が難しいことから令和12年度完成に向け進める。一方、宅地化の進行により浸水被害が想定される地域の浸水対策は、宅地化進展の動向を注視するとともに有利な財源を確保できるよう、工事着手のタイミングを見定めていく。 地震対策の充実については、水道事業を取り巻く現状を踏まえた上で、今後の施策や財政計画等を示した新たな三条市水道事業ビジョンを令和8年3月に策定した。今後は本ビジョンに基づき、水道管路の耐震化を推進していく。 木造住宅耐震改修費補助事業については、令和7年度から国及び県の制度見直しに合わせて補助上限額を120万円から140万円に増額し、耐震化を推進してきたが、今後も国や県の動向について情報収集に努め、耐震化の推進に有効な見直しを検討するとともに、比較的安価な耐震シェルターの普及促進にも努めていく。		

【成果指標と目標値】

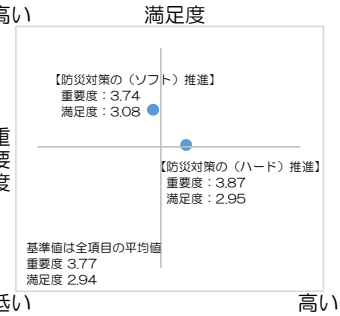
節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	水害対策の充実	C	雨水調整池の整備箇所数（累計）	内水対策が必要な区域における浸水リスクの軽減対策の進捗を測るため、雨水調整池の整備箇所数を評価	0か所	0か所	0か所	1か所	0か所	2か所	1か所
2	地震対策の充実	C	水道管路の耐震化率（再掲）	震災時において安定的に給水できるかを測るため、管路の耐震化率を評価	10.6%	13.0%	11.8%	13.8%	12.0%	14.7%	12.5%
			木造住宅の耐震改修費の補助件数（単年度）	震災時における住環境の安全性を測るため、木造住宅の耐震改修費の補助件数を評価	0件	3件	3件	3件	10件	3件	2件

【重要度と満足度】

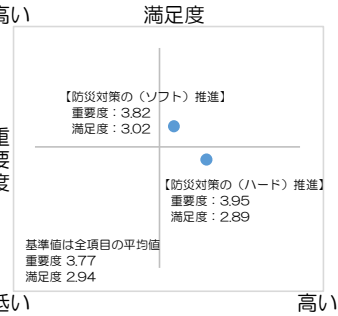
〔令和4年度〕



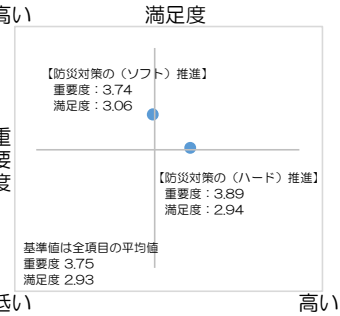
〔令和5年度〕



〔令和6年度〕



〔令和7年度〕



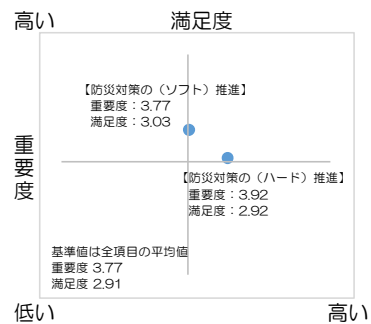
第6章	災害に強いまちづくり	第2節	災害から命を守る仕組みづくり
施策の基本方針	行政が発した避難情報などを主体的に活用し、命を守るための正しい行動を自ら躊躇なく起こせるよう、自助に関する意識の啓発や知識の向上に取り組むとともに、平時における訓練機会の提供などに取り組めます。 地域ぐるみの災害対応の必要性や重要性など、共助に関する意識の啓発、知識の向上に取り組むとともに、それぞれの実情に即した新たな地域防災の枠組みについて地域と協働で検討を進め、必要な体制の構築等を支援します。 市民の主体的な行動を促すための意識の啓発や知識の向上に取り組むとともに、より効果的な避難情報の発令方法などを検討するほか、各種の災害への対応力を高めるため、震災や原子力災害に関する被災事例や対策の先行事例などを研究し、災害対応マニュアルの実効性の向上、訓練を通じた検証、改善等に取り組めます。		
想定される主な取組	- 各種広報や研修会、説明会の内容の充実 - 防災について学べるイベント等の開催 - 各種訓練等の内容の充実 - 地域防災研修会や学校等での防災教育の実施 - 災害時要援護者の避難支援体制の見直し - 危機感を伝える呼び掛け方等の工夫		
令和7年度中に実施した主な取組	- 各種広報や研修会、説明会の内容の充実 - 防災について学べるイベント等の開催 - 各種訓練等の内容の充実 - ぼうさいこくたい2025への出展 - 地域防災研修会や学校等での防災教育の実施 - 平時における訓練機会の提供（デジタル避難訓練） - 新たな連携協定の締結		
評価 （評価理由、要因分析、施策を取り巻く状況の変化など）	自らの安全を守る知識の向上、実践については、水害対応総合防災訓練（6月22日実施）において、市民が防災について学べる掲示を全ての避難所で行ったほか、避難所の一つであるものづくり拠点施設では災害用トイレカー展示や、防災士の資格を持つアナウンサーによる防災教室を開催するなど、多様な取組を実施した結果、これまでより多くの市民が防災訓練に参加し自助に係る啓発につながった。また、内閣府主催の国内最大級の防災イベントである「ぼうさいこくたい2025」に出展し、7.13水害の記録やその後の取組、災害時要援護者支援に係る事例発表、災害用トイレカー展示など、三条市の取組を広くPRすることで、市民、企業等の防災意識の向上を図ることができた。さらに、デジタル避難訓練（震災編）の配信を開始したことにより、市民が手軽に避難行動について確認できる機会を提供することができた。これらの取組により、出前講座や防災訓練等で災害時にとるべき行動を学習、実践した人数は2,679人となり、目標値を大きく上回った。 地域防災力の維持、向上については、共助を促進するための訓練や研修会等への参加団体数が44団体となり、僅かに目標値に達しなかったものの、地域防災研修会などで防災訓練への参加を呼び掛けたことにより、自治会単位での参加も昨年より増加した。引き続き、防災・減災に取り組む主体との連携を深め、市民や自治会単位での参加数を増やしていくとともに、共助体制の必要性について啓発を進めていく。 実効性のある減災体制の構築における浸水センサーの整備については、計画どおり令和6年度中に完了しており、引き続き、効果検証を実施する。 震災等の教訓を踏まえた災害協定締結数については、令和7年度は令和5年度から累計6件となり目標値に達した。新たに東日本旅客鉄道株式会社及び三条警察署との災害協定を締結し、洪水発生時、燕三条駅の一部を一時滞在可能エリアとして避難者に提供できるようにするとともに、災害により警察署庁舎が機能不全に陥った場合に、三条市役所などを代替施設として提供することを定め、実効性のある減災体制の強化を図った。 消防団員数（全国員）については、現代の働き方や家庭環境の変化により、特に20代、50代の退団者が多く、目標値に達しなかった。仕事や家庭と消防団との両立が難しくなり、退団する団員が見受けられた。さらに、地域コミュニティの希薄化が進行し、入団者の増加につながらなかったことも一つの要因と考えられることから、消防団と地域住民との交流を深める活動を実施した。くわえて、新たに地元企業への消防団活動への理解と入団促進の文書やリーフレットの送付を行い、年度内の途中入団者が10名、途中退団者が2名と入団者が退団者を大きく上回った。 消防団員（学生）については、目標値に達しなかった。学生消防隊のほぼ全員が三条市立大学の学生であり、1期生の大学卒業に伴い16人が退団したが、新入生の入団は7人とどまった。入団者のうち1人は三条市立大学以外の学生であり、SNSで学生消防隊の活動を見て興味を持ったことをきっかけに入団したことから、SNSを活用した消防団のPR活動の重要性が増しているものと捉えている。また、令和7年度に学生消防隊が三条市立大学のサークル活動として認可された。		
今後の方向性 （評価を受けての今後の取組、見込みなど）	自らの安全を守る知識の向上、実践については、災害や避難方法、日ごろの備えについてなどを分かりやすくまとめた総合防災ガイドブック（仮称）の作成を通じて、自助や共助に係る意識の啓発に取り組む。また、避難所への避難だけでなく、災害時に一人一人が置かれた状況に応じて多様な避難行動を平時から考えられるような取組を引き続き検討していく。 地域防災力の維持、向上における共助の面では、災害時要援護者の避難支援体制について、地域の実情等を把握し必要に応じて体制を見直すとともに、防災訓練を通じて実行性を確保していく。 実効性のある減災体制の構築については、浸水センサーの整備により、今後も必要な情報を効果的に収集する手法とその構築について検討を続ける。また、水害対応にとどまらず、震災や原子力災害についても、全国各地の教訓を学び、取組につなげていく。さらに、震災等の教訓を踏まえた災害協定の締結に向け関係団体と調整していく。 消防団員数（全国員）について、入団者数が伸び悩む中、熱心な団員による過剰な勧誘活動により地域住民からの苦情が寄せられた事案もあり、勧誘を控えざるを得ない状況が生じたため、今後は勧誘方法の見直しが必要である。また、消防団と地域住民との交流を深める活動や地元企業への消防団活動への理解と入団促進の文書やリーフレットの送付を引き続き継続し、消防団員確保の取組を強化していく。 消防団員数（学生）について、三条市立大学オリエンテーションでの活動説明やリーフレットの配布を実施したものの、新入生の入団数が伸び悩んだことから、消防団への理解の浸透に向け、SNSでの消防団の魅力発信に注力していく。また、引き続き学生消防隊の活動を支援するとともに、三条市立大学のサークル活動として学生主体で活動が盛り上がっていくことに期待をしている。		

【成果指標と目標値】

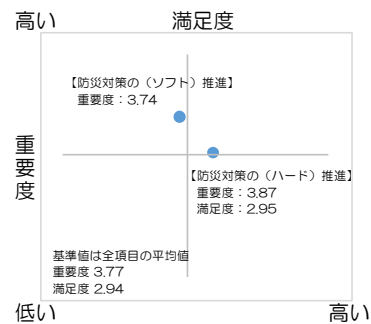
節内の小項目											
No.	名称	評価	成果指標	成果指標の説明	現状値 (策定時)	目標値 (R5年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
1	自らの安全を守る知識の向上、実践	A	出前講座や防災訓練等で災害時にとるべき行動を学習、実践した人数（単年度）	命を守るための正しい行動を自ら躊躇なく起こせる市民が増加しているかを測るため、災害時にとるべき行動を学習、実践した人数を評価	620人	1,040人	1,509人	1,360人	1,511人	1,680人	2,679人
2	地域防災力の維持、向上	B	共助を促進するための訓練や研修会等への参加団体数（単年度）	災害時に地域ぐるみの実効性のある共助体制が構築されているかを測るため、共助を促進するための訓練や研修会等への参加団体数を評価	15団体	25団体	10団体	35団体	30団体	45団体	44団体
3	実効性のある減災体制の構築	C	浸水センサーの整備地点数（累計）	大雨時に遠隔地の道路冠水をいち早く把握し迅速な災害対応に移行できる体制が整備されているかを測るため、プッシュ型浸水センサーの整備地点数を評価	8地点	15地点	15地点	20地点	20地点	20地点	20地点
			震災等の教訓を踏まえた災害協定締結数（累計）	実効性のある減災体制が構築されているかを測るため、全国各地の教訓などを踏まえた災害協定を締結し、その締結数を評価	0件 (R5年度)	—	—	1件	4件	2件	6件
			消防団員数（全団員）	消防団の充足状況を知るため、消防団員数を評価	1,019人	1,025人	962人	1,030人	969人	1,035人	946人
			消防団員数（学生）	消防団の持続可能性を知るため、学生消防隊員数を評価	37人	40人	44人	45人	53人	50人	44人

【重要度と満足度】

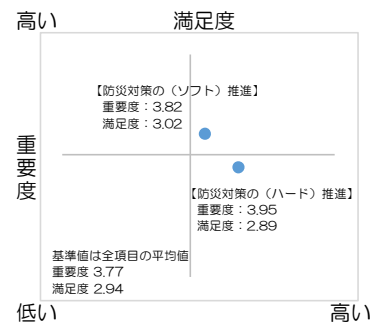
〔令和4年度〕



〔令和5年度〕



〔令和6年度〕



〔令和7年度〕

